

7 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表 7-1 に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 13 項目である。

なお、本事業期間中、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設が稼働することから、これらの影響について総合的に予測・評価を行うものとする。

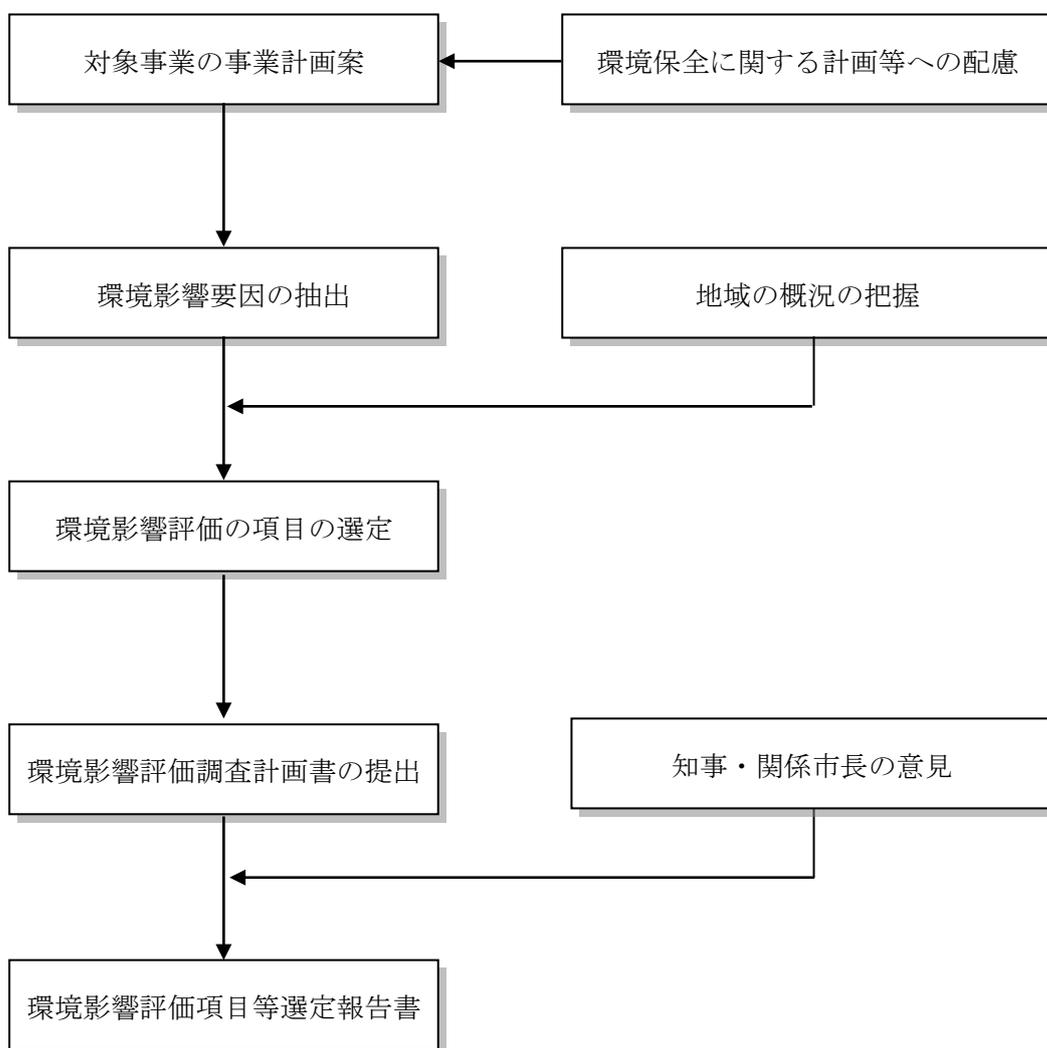


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の 施行中				工事の 完了後		
		土地の掘削	解体・建設工事に伴う廃棄物等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	廃棄物等運搬車両の走行
大気汚染	二酸化硫黄						○	
	浮遊粒子状物質			○	◎		○	●
	二酸化窒素			○	◎		○	●
	ダイオキシン類						○	
	塩化水素						○	
	水銀						○	
悪臭	臭気指数、臭気排出強度						●	
騒音・振動	建設作業騒音・振動			◎				
	工場騒音・振動・低周波音						●	
	道路交通騒音・振動				◎			●
水質汚濁	—							
土壌汚染	土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無	○						
地盤	地盤の変形の範囲及び程度	○				○		
	地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	○				○		
地形・地質	—							
水循環	地下水の水位、流況の変化の程度	○				○		
	表面流出量の変化の程度					●		
生物・生態系	動物相の変化の内容及びその程度			◎			●	
	生息（育）環境の変化の内容及びその程度			◎			●	
	陸域生態系の変化の内容及びその程度			◎			●	
日影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度					●		
	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度					●		
電波障害	テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害					●		
風環境	—							
景観	地域景観の特性の変化の程度					●		
	代表的な眺望点からの眺望の変化の程度					●		
	圧迫感の変化の程度					●		
史跡・文化財	—							
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度			◎	◎		●	●
	自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度				◎			●
廃棄物	廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量及び処理・処分方法		○				●	
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量及びその削減の程度						○	

注 1) ○：(仮称) 新ごみ焼却施設の影響について環境影響評価を行う項目を示す。

◎：既存ごみ焼却施設及び(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。

●：(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。

7.1 選定した項目及びその理由

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの13項目であり、その選定理由は、以下に示すとおりである。

7.1.1 大気汚染

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスが計画地周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価の項目として選定する。工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。廃棄物等運搬車両の走行については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀とし、廃棄物等運搬車両の走行については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

なお、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、微小粒子状物質については、現況を把握するため、現地調査を行い、事後調査において確認を行うこととする。

7.1.2 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみピットを発生源とする臭気の拡散により、周辺の環境への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

なお、既存施設の解体工事に先立ち、ごみピットの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中の臭気の拡散による影響はないと考えられるため、工事の施行中については、環境影響評価の項目としない。

7.1.3 騒音・振動

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響との複合影響についても考慮する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。施設の稼働については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。また、廃棄物等運搬車両の

走行については、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

7.1.4 土壌汚染

計画地内において実施した土壌汚染の現地調査により、「鉛及びその化合物」の含有量が、一部の区域において汚染土壌処理基準を超過していることが確認されている。工事の施行中においては、汚染土壌の敷地外の搬出及び建設工事により調査を実施していない範囲の建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されるため、計画地周辺の環境に影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。

さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

7.1.5 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、ごみピット等の地下構造物の存在による地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.1.6 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置に伴い、雨水の表面流出量への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響についても考慮する。

7.1.7 生物・生態系

工事の施行中においては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。

なお、工事に伴い発生する排水及び工事完了後の施設からの生活排水、プラント排水及び雨水排水は、いずれも公共下水道へ排出し、周辺の河川や用水へは排出しない。したがって、河川や用水に影響を及ぼすことはないことから、水生生物は予測事項としない。

7.1.8 日影

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、日影の状況の変化による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.9 電波障害

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、テレビ電波(地上デジタル波・衛星放送)の遮蔽障害及び反射障害が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.10 景観

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、地域景観の特性、眺望景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.11 自然との触れ合い活動の場

工事の施行中においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、建設機械の稼働や工事用車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度に与える影響との複合影響についても考慮する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、施設の稼働や廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響についても考慮する。

7.1.12 廃棄物

工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

7.1.13 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財の4項目であり、選定しなかった理由は以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.1 水質汚濁

工事の施行中においては、既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、仮設の排水処理設備へ送り、下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道へ排出する。また、建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道へ排出する。

廃水処理施設の解体後に既存の4・5号ごみ焼却施設の稼働に伴い発生する排水は、新たに当該施設内に仮設排水処理設備を設置して処理し、当該プラント用水として使用する。余剰分は下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道へ排出する。なお、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設においては、当該施設において排水処理し、床洗浄に再利用し、余剰分は下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道へ排出する。

工事の完了後においては、施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとし、プラント排水は、凝集沈殿ろ過方式等の排水処理を行った後、可能な限りプラント用水等として再利用し、余剰分については下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道に排出する。また、雨水は、既存の公共樹を介して公共下水道へ排出する。ただし、計画雨水量(1時間当たり60mm)以上の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。建物屋上への降雨水は極力プラント用水等として再利用する。

排水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から排水が溢れることはない。また、排水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩するようなことがあったとしても、排水処理設備室内の側溝で集水し、排水処理システムに戻すと共に、排水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に排水が流出することはない。

主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。排水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理システムのため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

以上のことから、水質汚濁を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.2 地形・地質

計画地及びその周辺には、学術上あるいは景観上特に配慮すべき地形及び地質の分布は認められない。また、計画地に隣接する自然斜面や法面は存在せず、本事業の実施が土地の安定性に影響を及ぼすことはない。

以上のことから、地形・地質を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.3 風環境

建替え後の建物の最高高さは地上 22m であり、一般に風害が発生するといわれている地上約 50～60m 以上の高い建築物ではないため、周辺地域の風環境に影響を及ぼすおそれはない。また、煙突高さは既存 4・5 号ごみ焼却施設より低い 59.5m と計画していることから、風環境への影響は少ないと考えられる。

以上のことから、風環境を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.4 史跡・文化財

計画地内及びその周辺の史跡・文化財として、玉川上水が計画地の南側に隣接しているが、本事業は、計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により史跡・文化財への影響はない。また、本事業に伴い未周知の史跡・文化財（埋蔵文化財）を発見した場合は、その現状を変更することなく、関係機関へ報告し適切な措置を講じる。

以上のことから、史跡・文化財を環境影響評価の項目として選定しない。

7.3 (参考) 地域の概況

地域の概況の調査項目は、表 7.3-1 に示す 9 項目とした。

計画地は、東京都小平市に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺とし、調査項目ごとに計画地が位置する東京都小平市ならびに周辺地域を対象に適切な範囲を設定した。

表 7.3-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
7.3.1 一般項目	(1) 人口
	(2) 産業
	(3) 交通
	(4) 土地利用
	(5) 水域利用
	(6) 気象
	(7) 関係法令の指定・規制等
	(8) 環境保全に関する計画等
	(9) 公害に関する苦情件数

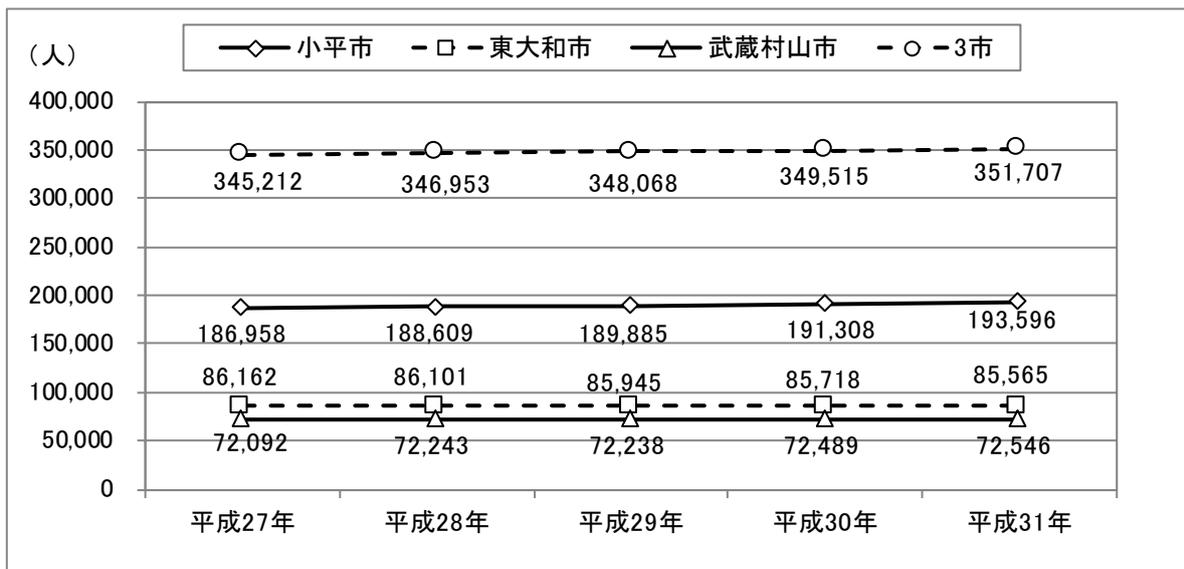
7.3.1 一般項目

(1) 人口

ア 人口及び世帯数

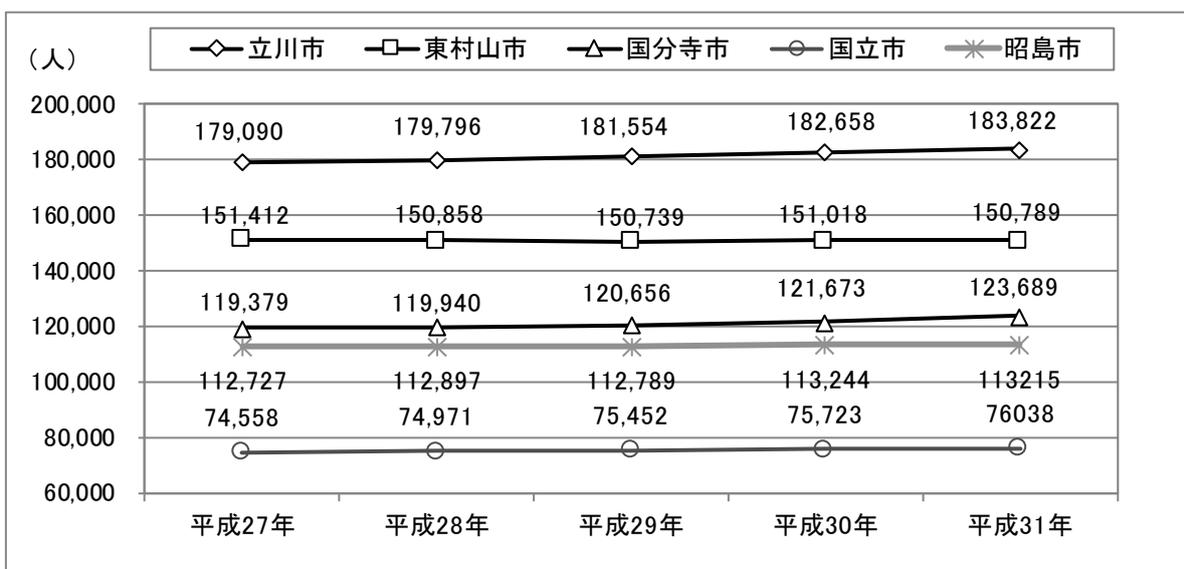
各市における平成27年～平成31年までの人口の推移は図7.3-1に、世帯数の推移は表7.3-2に示すとおりである。平成31年の3市の合計人口は、351,707人である。また、平成27年以降は増加の傾向が続いている。

なお、平成31年の3市の合計世帯数は162,094世帯である。



出典：「東京都の統計」（平成27年～平成31年 東京都総務局）各年1月1日

図7.3-1(1) 各市の人口経年変化



出典：「東京都の統計」（平成27年～平成31年 東京都総務局）各年1月1日

図7.3-1(2) 各市の人口経年変化

表 7.3-2 世帯数の推移

単位:世帯

市	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
小平市	86,611	88,016	88,967	90,166	91,602
東大和市	37,742	37,966	38,291	38,544	38,852
武蔵村山市	30,256	30,662	30,928	31,378	31,640
計(3市)	154,609	156,644	158,186	160,088	162,094
立川市	86,162	87,091	88,650	89,838	91,270
東村山市	70,446	70,795	71,417	72,222	72,676
国分寺市	56,960	57,511	58,019	58,844	60,111
国立市	35,771	36,368	36,815	37,179	37,728
昭島市	51,878	52,517	52,807	53,490	53,827
合計(8市)	455,826	460,926	465,894	471,661	477,706

出典:「東京都の統計」(平成 27 年～平成 31 年 東京都総務局) 各年 1 月 1 日

イ 町丁別人口

計画地が位置する小平市中島町に隣接する町丁別人口は表 7.3-3 及び図 7.3-2 に示すとおりである。

中島町に隣接する町丁目の合計人口は 32,808 人、世帯数が 15,445 世帯となっている。

表 7.3-3 計画地周辺の人口及び世帯数

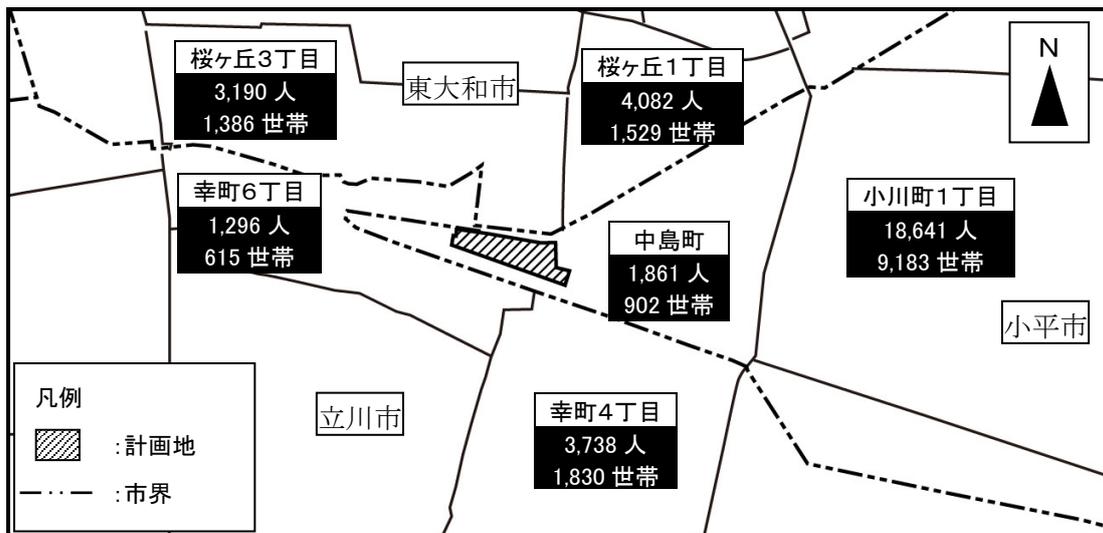
市	町丁名	人口(人)	世帯数(世帯)
小平市	中島町	1,861	902
	小川町1丁目	18,641	9,183
東大和市	桜ヶ丘1丁目	4,082	1,529
	桜ヶ丘3丁目	3,190	1,386
立川市	幸町4丁目	3,738	1,830
	幸町6丁目	1,296	615
合計		32,808	15,445

注 1)平成 31 年 1 月 1 日現在

出典:「住民基本台帳における町丁別世帯数及び人口」(平成 31 年 1 月 小平市市民部)

「住民基本台帳 町丁別人口統計表」(平成 31 年 1 月 東大和市市民部)

「住民基本台帳町別世帯と人口」(平成 31 年 1 月 立川市市民生活部)



注 1)平成 31 年 1 月 1 日現在

図 7.3-2 計画地周辺の人口及び世帯数

(2) 産業

ア 農業

各市の農家数、農家人口、経営耕地面積は、表 7.3-4 に示すとおりである。

平成 27 年の 3 市合計の農家数は 809 戸、農家人口は 1,778 人、経営耕地面積は 3,225,300m²となっており、平成 17 年からいずれも減少傾向となっている。

表 7.3-4 農家数、農家人口及び経営耕地面積

市	年次	農家数(戸)	農家人口(人)	経営耕地面積(100m ²)
小平市	平成 17 年	402	1,334	20,446
	平成 22 年	368	1,101	18,132
	平成 27 年	312	820	14,692
東大和市	平成 17 年	207	455	5,742
	平成 22 年	193	412	5,262
	平成 27 年	170	334	4,680
武蔵村山市	平成 17 年	385	848	15,370
	平成 22 年	351	759	14,648
	平成 27 年	327	624	12,881
計 (3市)	平成 17 年	994	2,637	41,558
	平成 22 年	912	2,272	38,042
	平成 27 年	809	1,778	32,253
立川市	平成 17 年	388	1,312	29,128
	平成 22 年	377	1,233	28,932
	平成 27 年	341	1,155	27,011
東村山市	平成 17 年	341	1,080	15,919
	平成 22 年	319	958	15,015
	平成 27 年	284	769	12,879
国分寺市	平成 17 年	245	954	18,125
	平成 22 年	234	839	17,974
	平成 27 年	205	678	14,720
国立市	平成 17 年	143	376	5,264
	平成 22 年	133	304	4,829
	平成 27 年	109	193	3,411
昭島市	平成 17 年	193	392	5,167
	平成 22 年	177	345	4,646
	平成 27 年	142	241	3,691
計 (8市)	平成 17 年	2,304	6,751	115,161
	平成 22 年	2,152	5,951	109,438
	平成 27 年	1,890	4,814	93,965

注 1) 「農家人口」は販売農家の人口とする。

注 2) 「経営耕地面積」は家族経営体とする。また、経営耕地面積は、田、畑及び樹園地の合計値とする。

出典：「東京都統計年鑑（分野：農林水産業）」（東京都総務局）

イ 工業

各市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等は、表 7.3-5 に示すとおりである。

平成 28 年の 3 市合計の事業所数は 241 事業所、従業員数は 9,164 人、製造品出荷額等は 2,965 億 6,437 万円となっている。3 市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の合計の経年変化は、いずれも平成 27 年に増加となったが、平成 28 年で減少した。

表 7.3-5 事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

市	年次	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(万円)
小平市	平成 26 年	87	4,481	11,675,558
	平成 27 年	80	5,919	11,795,738
	平成 28 年	73	3,404	10,517,783
東大和市	平成 26 年	48	1,118	7,970,751
	平成 27 年	53	1,228	8,948,248
	平成 28 年	38	1,085	9,365,334
武蔵村山市	平成 26 年	128	4,017	8,558,846
	平成 27 年	138	4,215	10,152,899
	平成 28 年	130	4,675	9,773,320
計 (3市)	平成 26 年	263	9,616	28,205,155
	平成 27 年	271	11,362	30,896,885
	平成 28 年	241	9,164	29,656,437
立川市	平成 26 年	90	3,753	8,193,097
	平成 27 年	101	3,505	10,636,589
	平成 28 年	81	3,736	9,578,890
東村山市	平成 26 年	85	2,507	5,759,883
	平成 27 年	97	2,852	6,086,076
	平成 28 年	82	3,059	8,244,633
国分寺市	平成 26 年	28	993	2,227,262
	平成 27 年	31	1,098	1,833,702
	平成 28 年	24	966	1,662,151
国立市	平成 26 年	22	350	389,759
	平成 27 年	21	298	422,199
	平成 28 年	21	296	409,745
昭島市	平成 26 年	127	9,210	51,228,353
	平成 27 年	133	8,479	59,997,664
	平成 28 年	118	9,560	44,171,035
計 (8市)	平成 26 年	615	26,429	96,003,509
	平成 27 年	654	27,594	109,873,115
	平成 28 年	567	26,781	93,722,891

出典：「平成 26 年工業統計調査報告」（東京都総務局）

「平成 28 年経済センサス-活動調査（平成 27 年工業統計相当集計結果）」（総務省統計局）

「平成 29 年工業統計調査報告（平成 28 年実績）」（東京都総務局）

ウ 商業

各市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等は、表 7.3-6 に示すとおりである。

平成 26 年の 3 市合計の事業所数は 1,826 事業所、従業員数は 16,371 人、年間販売額等は 4,138 億 6,400 万円となっている。3 市合計の経年変化は、従業員数が平成 19 年に増加しているが、その他は減少傾向となっている。

表 7.3-6 事業所、従業員数及び年間販売額等

市	年次	事業所数	従業員数(人)	年間販売額等(百万円)
小平市	平成 16 年	1,302	9,754	253,389
	平成 19 年	1,155	9,307	234,813
	平成 26 年	827	7,340	196,762
武蔵村山市	平成 16 年	642	5,035	124,299
	平成 19 年	683	5,942	124,404
	平成 26 年	515	4,583	114,579
東大和市	平成 16 年	703	6,029	127,023
	平成 19 年	636	5,680	124,327
	平成 26 年	484	4,448	102,523
計 (3市)	平成 16 年	2,647	20,818	504,711
	平成 19 年	2,474	20,929	483,544
	平成 26 年	1,826	16,371	413,864
立川市	平成 16 年	1,976	19,509	1,014,089
	平成 19 年	1,760	17,841	876,460
	平成 26 年	1,212	13,649	648,758
東村山市	平成 16 年	1,040	7,818	157,193
	平成 19 年	946	6,971	150,231
	平成 26 年	627	5,408	135,555
国分寺市	平成 16 年	821	6,596	148,595
	平成 19 年	808	6,280	154,572
	平成 26 年	568	4,859	115,177
国立市	平成 16 年	686	5,854	176,884
	平成 19 年	629	5,435	187,486
	平成 26 年	448	4,292	188,835
昭島市	平成 16 年	982	8,935	333,790
	平成 19 年	953	9,502	315,794
	平成 26 年	680	6,734	244,746
計 (8市)	平成 16 年	8,152	69,530	2,335,262
	平成 19 年	7,570	66,958	2,168,087
	平成 26 年	5,361	51,313	1,746,935

出典：「平成 16・19・26 年商業統計調査報告(卸売・小売業)」(東京都総務局)

(3) 交通

ア 道路

計画地周辺の主要な道路網は図 7.3-3 に、各道路における交通量の状況は表 7.3-7 に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、新宿青梅線、杉並あきる野線、立川所沢線及び立川東大和線が挙げられる。

平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、新宿青梅線（武蔵村山市緑が丘）であり、平日自動車類 12 時間交通量が 27,564 台、大型車混入率が 16.5%であった。

表 7.3-7 道路交通量調査の状況

単位:台

調査地点	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量							
			平成 22 年度				平成 27 年度			
			小型車	大型車	合計	大型車混入率	小型車	大型車	合計	大型車混入率
1	新宿青梅線	武蔵村山市緑が丘	24,394	5,271	29,665	17.8%	23,018	4,546	27,564	16.5%
2	新宿青梅線	東大和市桜が丘 1-1415	13,372	1,751	15,123	11.6%	12,568	1,434	14,002	10.2%
3	杉並あきる野線	国分寺市並木町 3-23-2	8,948	1,464	10,412	14.1%	9,200	1,316	10,516	12.5%
4	立川所沢線	国分寺市西町 5-11-3	8,993	1,578	10,571	14.9%	9,366	952	10,318	9.2%
5	立川所沢線	立川市幸町 4-43-2	10,615	1,419	12,034	11.8%	9,798	1,562	11,360	13.8%
6	立川東大和線	東大和市桜が丘 4-43-1	15,392	2,112	17,504	12.1%	15,359	2,020	17,379	11.6%

注 1) 調査地点は、図 7.3-3 中の表記に対応する。

注 2) 調査の時間帯は、7 時～19 時である。

出典：「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサ）一般交通量調査集計表」（国土交通省道路局）
「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサ）一般交通量調査集計表」（国土交通省道路局）

イ 鉄道

計画地周辺の鉄道網は図 7.3-3 に、駅別の乗降人数は表 7.3-8 に示すとおりである。

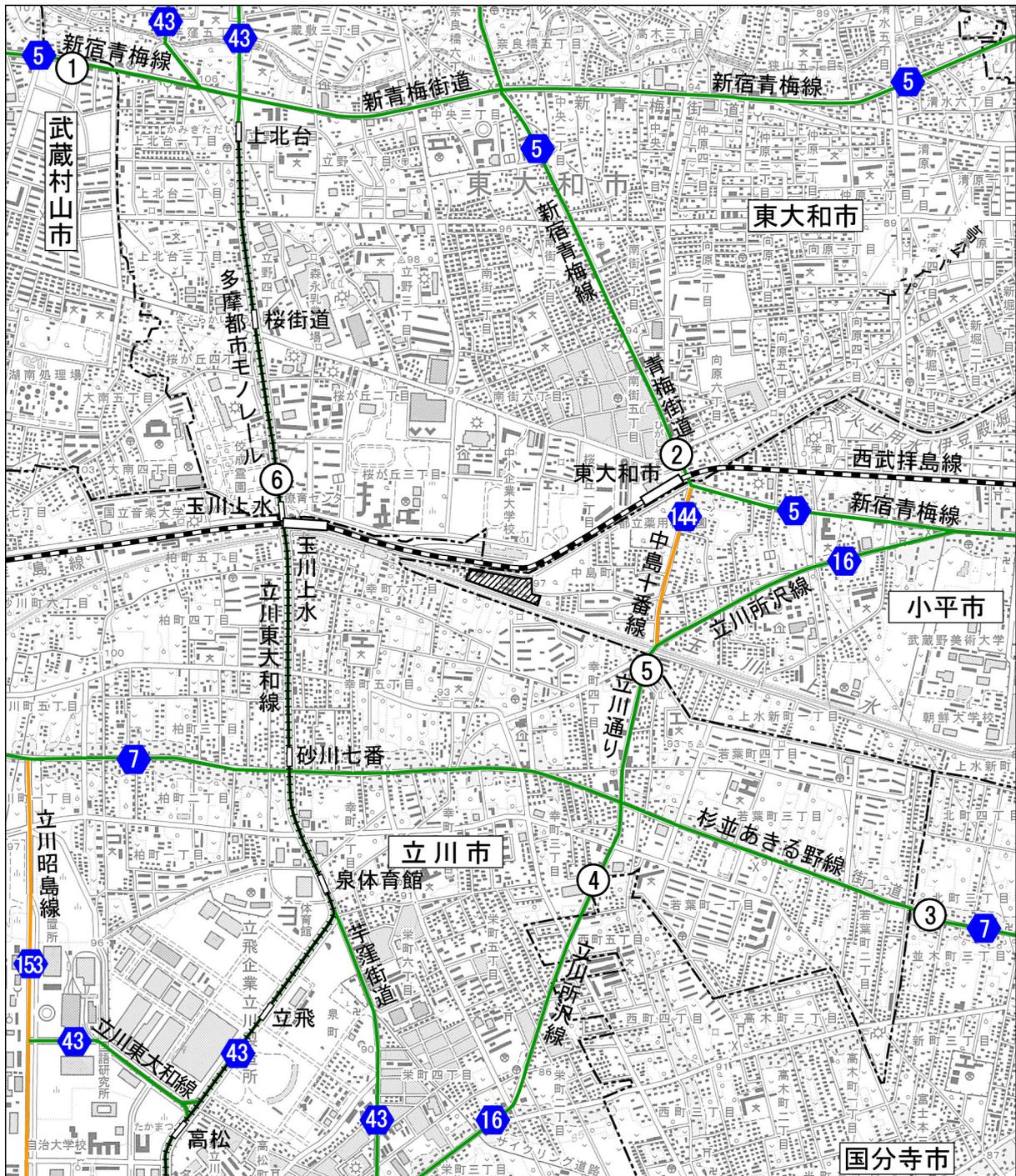
計画地から最も近い駅は東大和市駅（計画地から約 0.7km）であり、次いで玉川上水駅（計画地から約 0.9km）である。平成 29 年度の西武拝島線における駅別乗降人数は、東大和市駅で 26,029 人/日、玉川上水駅で 42,441 人/日であった。平成 29 年度の多摩都市モノレールにおける玉川上水駅の駅別乗降人数は 11,942 人/日であった。

表 7.3-8 駅別乗降人数

単位:人/日

路線	駅名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
西武拝島線	東大和市	25,171	25,130	25,822	25,864	26,029
	玉川上水	40,393	40,571	41,861	42,159	42,441
多摩都市モノレール	高松	3,527	3,847	4,124	3,892	3,884
	立飛	1,396	1,410	4,090	5,789	5,782
	泉体育館	2,809	2,884	3,095	3,119	3,315
	砂川七番	2,282	2,224	2,255	2,325	2,383
	玉川上水	10,766	10,769	11,288	11,667	11,942
	桜街道	3,200	3,354	3,405	3,487	3,586
	上北台	6,108	6,017	6,189	6,373	6,530

出典：「駅別乗車人員（一日平均）の推移 平成25年度～平成29年度」（西武鉄道株式会社ホームページ）
「駅別乗降人員（一日平均） 平成25年度～平成29年度」（多摩モノレール株式会社ホームページ）



凡例

-  : 計画地
-  : 鉄道
-  : モノレール
-  : 主要地方道
-  : 一般都道
-  : 交通量調査地点
-  : 市界

出典:「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表」(国土交通省道路局)
 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表」(国土交通省道路局)



1:25,000

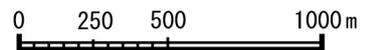
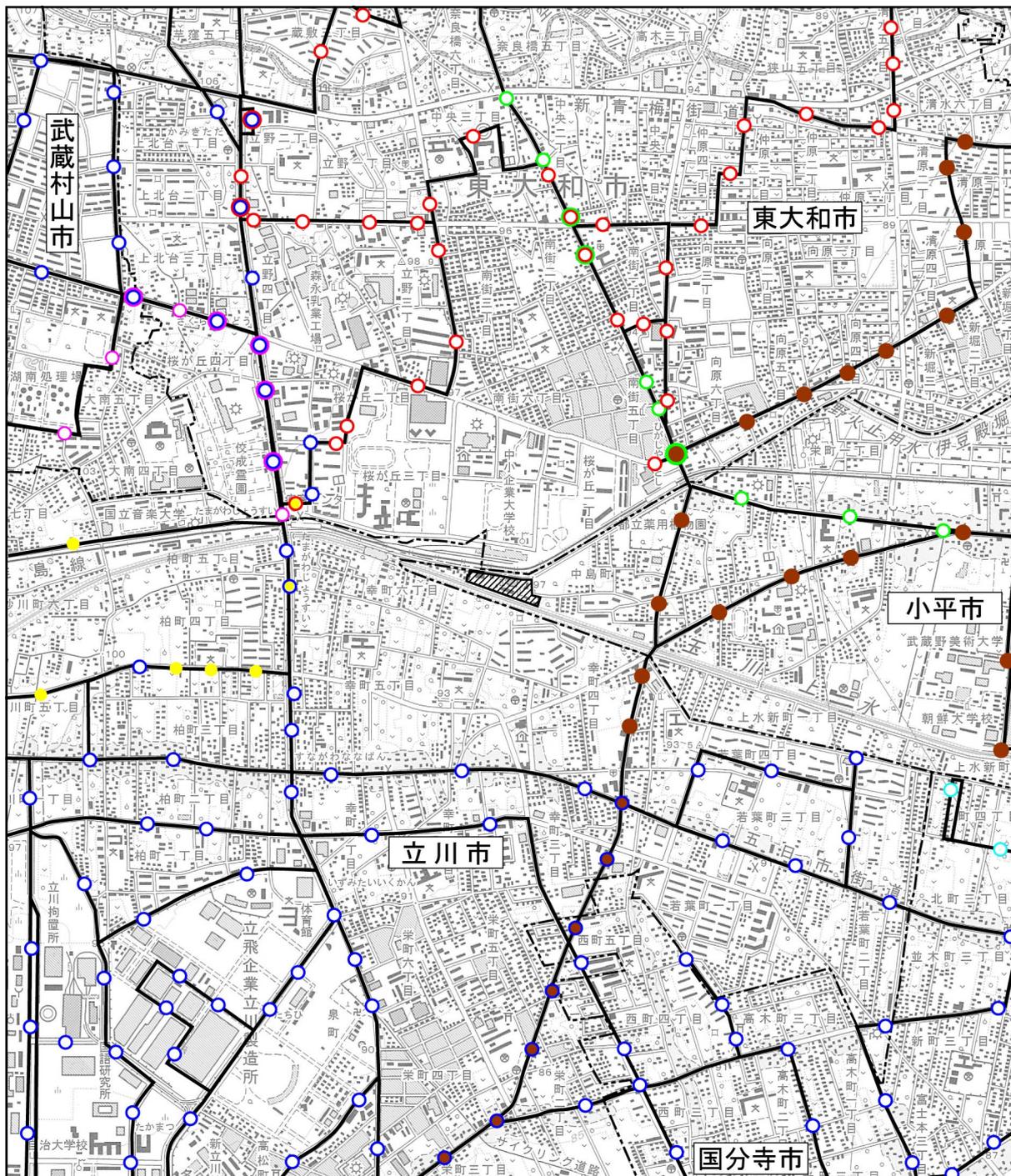


図 7.3-3
交通網(道路、鉄道)

ウ バス路線

計画地周辺のバス路線網は図7.3-4に示すとおりである。

計画地周辺のバス路線数は、西武バス等の7路線が運行している。



凡例

-  : 計画地
-  : バス路線
-  : バス停留所(西武バス)
-  : バス停留所(立川市くるりんバス)
-  : バス停留所(東大和市ちよこバス)
-  : バス停留所(武蔵村山市市内循環バス)
-  : バス停留所(立川バス)
-  : バス停留所(国分寺市ぶんバス)
-  : バス停留所(都営バス)
-  : 市界

出典:「西武バス小平営業所バス路線案内図」(西武バスホームページ)
 「東大和市ちよこバスルートマップ」(東大和市ホームページ)
 「武蔵村山市市内循環バス路線図(日中時・通勤時ルート)」(武蔵村山市ホームページ)
 「立川バス路線図」(立川バスホームページ)
 「ぶんバス路線図」(国分寺市ホームページ)
 「くるりんバス運行ルート図」(立川市ホームページ)
 「多摩地域都バス路線案内」(都営バスホームページ)



1:25,000

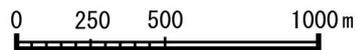


図 7.3-4 バス路線網

(4) 土地利用

ア 地目別土地利用面積

計画地周辺における各市の地目別土地利用面積は表 7.3-9 に示すとおりである。

計画地のある小平市では、宅地が 1,213.4ha と最も広く、次いで、道路等が 308.4ha、農用地が 207.3ha、公園、運動場等が 153.5ha、森林が 34.8ha、未利用地等が 30.4ha、水面・河川・水路が 7.3ha となっている。

表 7.3-9 地目別土地利用面積

単位：ha

項目	小平市	武蔵 村山市	東大和市	立川市	東村山市	国分寺市	国立市	昭島市
宅地	1,213.4	648.3	551.0	1,128.2	952.1	681.1	493.5	822.2
公園、運動場等	153.5	38.3	89.7	177.8	99.0	31.7	20.7	166.2
未利用地等	30.4	78.2	34.2	121.9	26.6	21.4	16.6	91.1
道路等	308.4	179.3	189.8	366.7	263.5	177.2	149.7	247.1
農用地	207.3	215.2	81.0	277.4	179.2	157.9	59.2	81.2
水面・河川・水路	7.3	10.1	151.1	19.0	17.0	2.4	9.0	53.6
森林	34.8	206.4	196.4	40.3	80.4	27.8	6.8	36.4
原野	2.4	7.4	3.1	24.9	21.9	3.9	18.1	145.2
その他	88.0	159.7	56.9	277.4	75.4	50.5	42.3	71.5
総計	2,045.5	1,542.9	1,353.2	2,433.6	1,715.0	1,153.9	815.9	1,714.6

出典：「東京の土地利用状況平成 24 年多摩・島しょ地域」（東京都都市整備局）

イ 土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図は図 7.3-5 に示すとおりである。

計画地周辺は、主に独立住宅、集合住宅や教育文化施設等が広がっている。

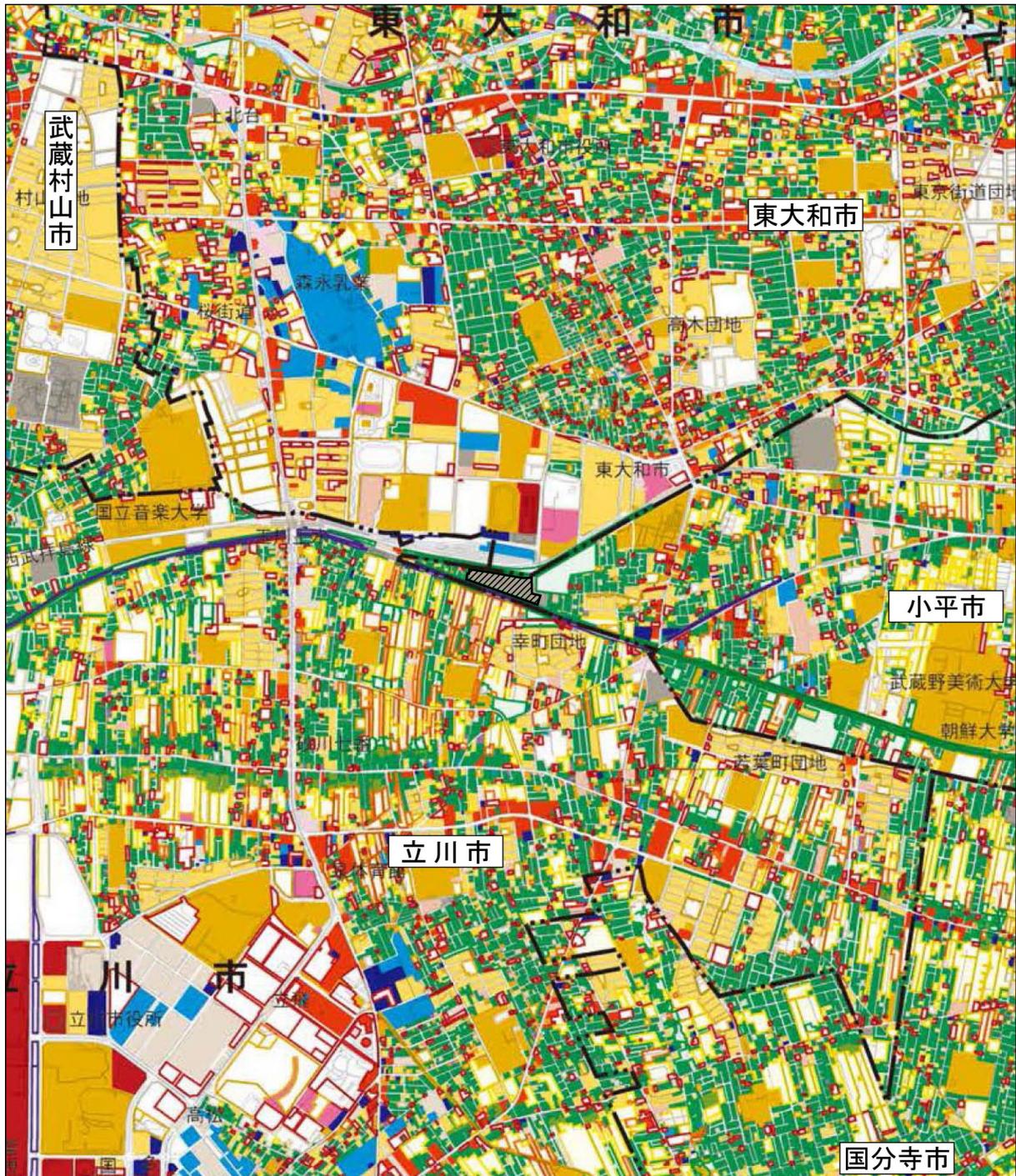
ウ 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定は図 7.3-6 に示すとおりである。

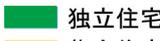
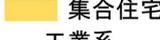
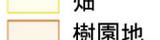
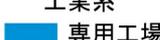
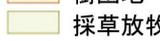
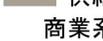
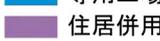
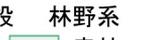
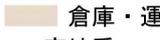
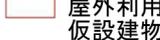
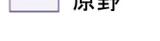
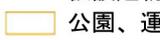
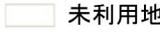
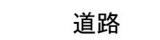
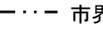
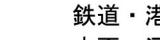
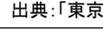
計画地は準工業地域に指定されており、周辺は、第一種低層住居専用地域に囲まれている。また計画地の一部が風致地区となっており、小平市風致地区条例により建設等にあたって以下の規制が適用される。

- ・ 建ぺい率 40%以下
- ・ 隣地からの壁面後退 1.5m 以上
- ・ 高さ 15m 以下

なお、計画地は、都市施設としてごみ焼却場に指定されている。



凡例

- | | | |
|---|--|--|
|  計画地 | 住宅系 | 農業系 |
| 公共系 |  独立住宅 |  農林漁業施設 |
|  官公庁施設 |  集合住宅 |  田 |
|  教育文化施設 | 工業系 |  畑 |
|  厚生医療施設 |  専用工場 |  樹園地 |
|  供給処理施設 |  住居併用工場 |  採草放牧地 |
| 商業系 |  倉庫・運輸関係施設 | 林野系 |
|  事務所建築物 | 空地系 |  森林 |
|  専用商業施設 |  屋外利用地・仮設建物 |  原野 |
|  住商併用建物 |  公園、運動場等 | 道路 |
|  宿泊・遊興施設 |  未利用地等 |  鉄道・港湾等 |
|  スポーツ・興行施設 | |  水面・河川・水路 |
|  市界 | | |

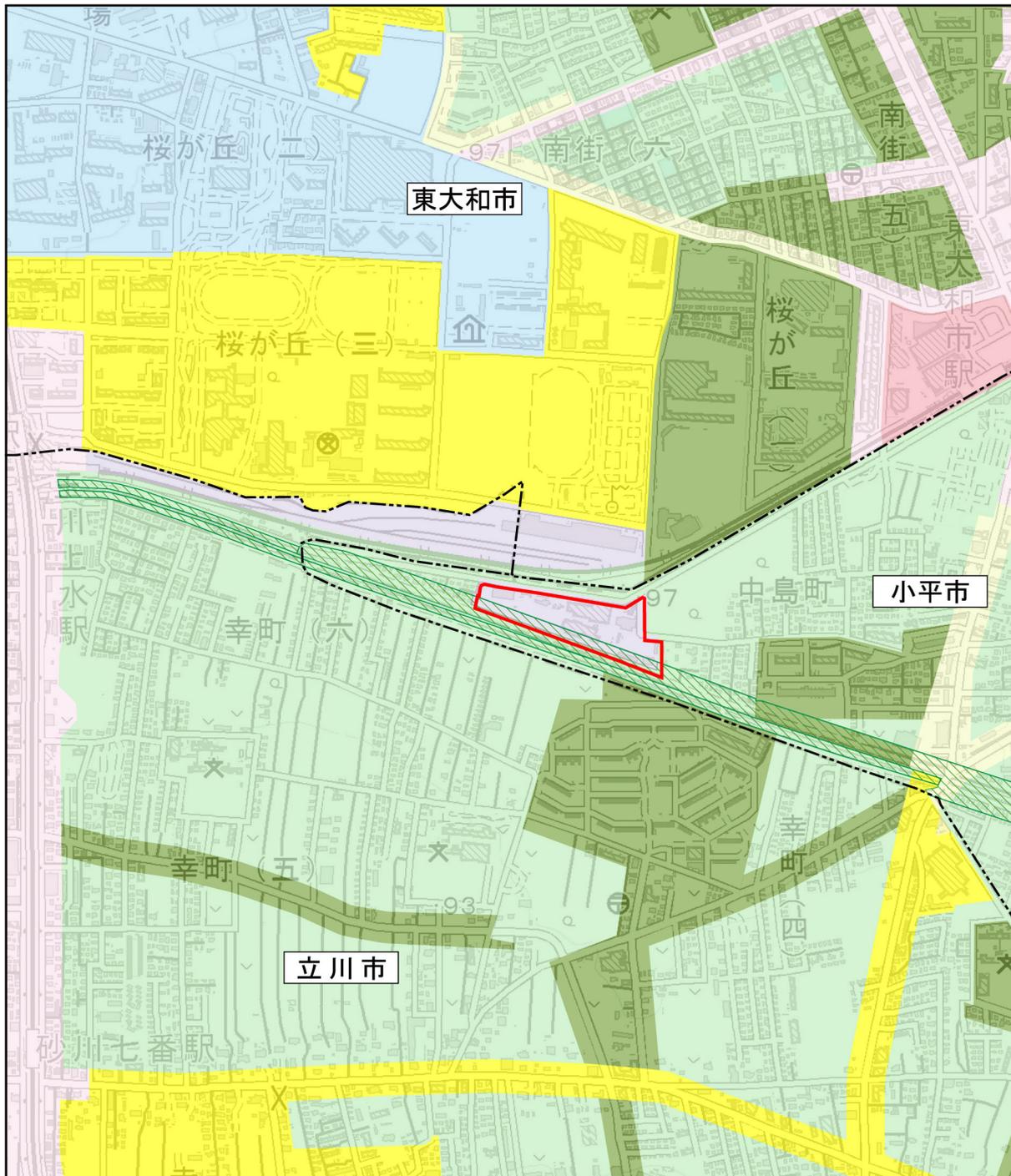
出典:「東京の土地利用状況平成24年多摩・島しょ地域」(東京都都市整備局)



1:25,000

0 250 500 1000m

図 7.3-5 土地利用現況図



凡例

- : 計画地
- : 第1種低層住居専用地域
- : 第1種中高層住居専用地域
- : 第2種中高層住居専用地域
- : 第1種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 市界
- : 風致地区

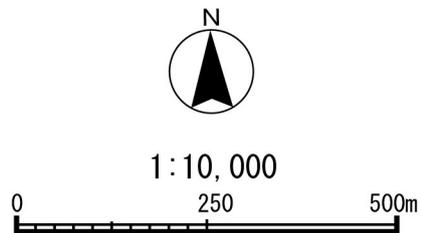


図 7.3-6 用途地域図

出典:「都市計画図」(小平市都市開発部)
「都市計画図」(立川市まちづくり部)
「都市計画図」(東大和市都市建設部)

エ 公共公益施設等の分布状況

計画地周辺の教育施設、病院、福祉施設等は表 7.3-10 に、その位置は図 7.3-7 に示すとおりである。

計画地から最も近い公共公益施設等は、たかのみち保育園（計画地から南側に約 0.2km）があり、次いで、あおば保育園（計画地から南側に約 0.4km）がある。

表 7.3-10(1) 計画地周辺の公共公益施設等

種別	図 No.	名称	所在地
教育施設	幼稚園	1 小平神明幼稚園	小平市小川町 1-2572
		2 東京多摩幼稚園	武蔵村山市緑が丘 1834
		3 大和富士幼稚園	東大和市向原 4-16-17
		4 立川こぼと幼稚園	立川市高松町 1-24-53
		5 立川かしの木幼稚園	立川市幸町 5-43-11
		6 立川双葉幼稚園	立川市柏町 3-16-1
		7 立川みどり幼稚園	立川市栄町 4-40-8
		8 みたから幼稚園	立川市若葉町 2-47-2
		9 国分寺市けやき幼稚園	国分寺市高木町 2-12-6
	小学校	10 小平第十二小学校	小平市小川町 1-464
		11 上宿小学校	小平市小川町 1-327
		12 第七小学校	武蔵村山市大南 2-78-1
		13 第二小学校	東大和市南街 3-61-2
		14 第三小学校	東大和市清原 4-1312-2
		15 第四小学校	東大和市狭山 5-1038
		16 第五小学校	東大和市向原 1-11
		17 第六小学校	東大和市仲原 1-5-1
		18 第七小学校	東大和市芋窪 5-1171
		19 第八小学校	東大和市立野 3-1255
		20 第十小学校	東大和市上北台 3-399
		21 第八小学校	立川市幸町 2-1-1
		22 第十小学校	立川市柏町 1-31-1
		23 けやき台小学校	立川市若葉町 1-13-1
		24 南砂小学校	立川市栄町 2-2-1
		25 若葉小学校	立川市若葉町 4-24-1
		26 幸小学校	立川市幸町 5-68-1
		27 柏小学校	立川市柏町 4-8-4
		28 第八小学校	国分寺市西町 5-8
	中学校	29 第四中学校	武蔵村山市大南 2-79-1
		30 第二中学校	東大和市南街 3-60-4
		31 第三中学校	東大和市仲原 2-7
		32 第四中学校	東大和市立野 2-6-2
		33 第五中学校	東大和市芋窪 5-1119
		34 立川第四中学校	立川市幸町 5-49-1
		35 立川第六中学校	立川市泉町 786-16
		36 立川第九中学校	立川市若葉町 3-19-5
		37 第三中学校	国分寺市高木町 2-11

表 7.3-10(2) 計画地周辺の公共公益施設等

種別	図 No.	名称	所在地
教育施設	高等学校	38 小平西高等学校	小平市小川町 1-502-95
		39 上水高等学校	武蔵村山市大南 4-62-1
		40 拓殖大学第一高等学校	武蔵村山市大南 4-64-5
		41 東大和南高等学校	東大和市桜が丘 3-44-8
		42 砂川高等学校	立川市泉町 935-4
		43 昭和第一学園高等学校	立川市栄町 2-45-8
		44 国分寺高等学校	国分寺市新町 3-2-5
	大学	45 武蔵野美術大学	小平市小川町 1-736
		46 朝鮮大学校	小平市小川町 1-700
		47 国立音楽大学	立川市柏町 5-5-1
保育所	48 たのしい森保育園	小平市小川町 1-3004-5	
	49 上宿保育園	小平市小川町 1-308	
	50 ひめゆりこども園	小平市上水新町 1-5-15	
	51 向原保育園	東大和市向原 1-4-2	
	52 高木保育園	東大和市向原 6-1	
	53 れんげ桜が丘保育園	東大和市桜が丘 3-44-18	
	54 玉川上水保育園	東大和市桜が丘 4-29-18	
	55 大和東保育園	東大和市清原 2-2-2	
	56 大和南保育園	東大和市清原 3-1	
	57 れんげ上北台保育園	東大和市蔵敷 3-691-2	
	58 のぞみ保育園	東大和市中心 2-858-1	
	59 明德保育園	東大和市南街 1-7-10	
	60 れんげ南街保育園	東大和市南街 4-3-1	
	61 立野みどり保育園	東大和市立野 3-1293	
	62 東大和保育園	東大和市新堀 1-1435-33	
	63 上北台こひつじ保育園	東大和市上北台 2-886-36	
	64 聖光緑が丘保育園	武蔵村山市緑が丘 1610-1	
	65 れんげ武蔵保育園	武蔵村山市緑が丘 1732-1	
	66 栄保育園	立川市栄町 3-33-3	
	67 中砂保育園	立川市栄町 5-38-1	
	68 江の島保育園	立川市栄町 6-13-1	
	69 あおば保育園	立川市幸町 4-52-1	
	70 たかのみち保育園	立川市幸町 6-32-1	
	71 高松保育園	立川市高松町 1-18-7	
	72 けやき台さくら保育園	立川市若葉町 1-13-2	
	73 れんげ砂川保育園	立川市若葉町 4-24-31	
	74 柏保育園	立川市柏町 3-52-9	
	75 つくし保育園	立川市栄町 3-24-12	
	76 愛光みどり保育園	立川市緑町 7-1	
	77 くるみの木保育園	国分寺市西町 5-8-8	
78 ともだちの森保育園	国分寺市高木町 1-22-41		
病院	79 南台病院	小平市小川町 1-485	
	80 東大和療育センター	東大和市桜が丘 3-44-10	
	81 東大和病院	東大和市南街 1-13-12	

表 7.3-10(3) 計画地周辺の公共公益施設等

種別	図No.	名称	所在地
福祉施設等(保育所を除く)	82	グループホームおがわ	小平市小川町 1-113-8
	83	クラブハウスはばたき	小平市小川町 1-407-11
	84	あさやけ鷹の台作業所	小平市小川町 1-411-1
	85	やすらぎの園	小平市小川町 1-485
	86	けやきの郷	小平市小川町 1-485
	87	地域生活支援センター澄水	小平市小川町 1-485
	88	あかつき	小平市小川町 1-485
	89	黎明寮	小平市小川町 1-485
	90	澄水園	小平市小川町 1-485
	91	ベストライフ小平	小平市小川町 1-497-1
	92	曙光園	小平市小川町 1-590
	93	ホームステーションらいふ小平	小平市小川町 1-3002-10
	94	小平市立小川町一丁目児童館	小平市小川町 1-3045
	95	放課後等デイサービスSTEP小平	小平市栄町 1-1-4
	96	特別養護老人ホーム は〜とふる	東大和市桜が丘 2-53-6
	97	東大和市総合福祉センターは〜とふる	東大和市桜が丘 2-53-6
	98	さくら苑	東大和市桜が丘 2-122-4
	99	さくらがおか児童館	東大和市桜が丘 3-44-13
	100	メディカルケアセンチュリーハウス玉川上水	東大和市桜が丘 4-29-4
	101	老人保健施設 東大和ケアセンター	東大和市南街 1-13-1
	102	特定非営利活動法人自立生活センター東大和	東大和市南街 1-22-6 シティコート南街 1 階
	103	高齢者ほっと支援センターなんがい	東大和市南街 2-49-3
	104	なんがい児童館	東大和市南街 5-32
	105	あとリエトントン	東大和市南街 5-69-6 ハイネスオマタ 101~103
	106	就労支援事業所NOAH	東大和市南街 5-89-10 Yビル 1F
	107	かみきただい児童館	東大和市上北台 2-865-9
	108	気まま館東大和	東大和市立野 1-646
	109	子ども家庭支援センター	東大和市立野 1-1034-2
	110	そんぼの家 上北台	東大和市立野 2-3-11
111	多機能ケアステーション 風の樹	東大和市中央 1-13-8	
112	グループホーム 風の樹	東大和市中央 1-13-8	
113	かたつむりの会作業所	東大和市中央 2-830-4	
114	はるもにあ	東大和市中央 2-1101-43	
115	第三みんなの家	東大和市中央 2-1122-5	
116	グランデ	東大和市中央 3-855-5 中央ビル 202・203	
117	放課後デイ ゆうハウス	東大和市中央 3-855-10 中央ビル 1 階 AD 号室	
118	精神障害者地域生活支援センター	東大和市中央 3-912-3	
119	保健センター	東大和市中央 3-918-1	
120	東大和市(福祉事務所)	東大和市中央 3-930	
121	イコールケアマネセンター	東大和市仲原 1-6-2	
122	グループリビングひまわり	東大和市仲原 3-12-12	
123	SOMPOケア ラヴィーレ東大和	東大和市仲原 4-7-1	
124	むこうはら児童館	東大和市向原 3-10	
125	東大和グループホームそよ風	東大和市向原 4-7-1	
126	第2あとリエトントン	東大和市向原 4-33-9 ブルーバード 101・2	
127	高齢者ほっと支援センターきよはら	東大和市清原 1-1 34 号棟 1 階	
128	きよはら児童館	東大和市清原 2-1	
129	プラチナ・シニアホーム東大和	東大和市清水 6-1105-1	

表 7.3-10(4) 計画地周辺の公共公益施設等

種別	図No.	名称	所在地
福祉施設等(保育所を除く)	130	PACE	東大和市奈良橋 5-814-14
	131	第一みんなの家	東大和市奈良橋 6-728-2
	132	特別養護老人ホーム 風の樹	東大和市蔵敷 3-873-1
	133	れんげ学園	東大和市芋窪 5-1161-3
	134	武蔵村山市第一老人福祉館	武蔵村山市緑が丘 1460 市立緑が丘ふれあいセンター内
	135	イリーゼ立川	立川市柏町 1-20-3
	136	リアンレーヴ立川	立川市柏町 2-12-6
	137	柏の葉	立川市柏町 4-66-3
	138	そんぼの家S 玉川上水	立川市柏町 4-75-3
	139	トライきつず・プロ	立川市幸町 1-10-6
	140	幸児童館	立川市幸町 2-19-1
	141	立川紀水苑	立川市幸町 2-53-1
	142	立川らびとくらぶ	立川市幸町 3-25-1 立川けやき台ハイツ 1 階
	143	至誠キートスホーム	立川市幸町 4-14-1
	144	ハイムガーデン立川幸町	立川市幸町 4-17-10
	145	幸福社会館	立川市幸町 5-57-14
	146	デイサービス事業 みんなの広場1	立川市栄町 4-2-1 ジュネスイトウ 1 階
	147	花音	立川市栄町 4-33-5 岡田ビル 1 階
	148	栄福祉作業所	立川市栄町 5-38-4
	149	まんまる助産院	立川市若葉町 2-1-1
150	立川介護老人保健施設 わかば	立川市若葉町 3-45-2	
151	若葉児童館	立川市若葉町 4-25-114	
152	相談支援事業所 暖	立川市高松町 1-17-20	
153	至誠ホームミンナ	立川市高松町 1-17-20	
154	サージュ国分寺	国分寺市西町 3-14-7	
155	にしまち児童館	国分寺市西町 3-22-1	
156	高齢者フラット 楽	国分寺市並木町 3-12-2	
157	至誠ホームミンナ	国分寺市並木町 3-12-2	
図書館	158	上宿図書館	小平市小川町 1-345
	159	桜が丘図書館	東大和市桜が丘 3-44-13 桜が丘市民センター内
	160	中央図書館	東大和市中央 3-930
	161	清原図書館	東大和市清原 4-1 清原市民センター内
	162	大南地区図書館	武蔵村山市大南 5-1-69
	163	幸図書館	立川市幸町 5-83-1
	164	若葉図書館	立川市若葉町 3-34-1

注1)「図No.」は、図7.3-7に対応する。

注2)「保育所」とは「認可保育園」、「認証保育園」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。

注3)「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。

注4)「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧(東京都)」に掲載されている施設を示す。

出典:「平成30年度 東京都公立学校一覧」(平成30年10月 東京都総務局)

「東京の私立学校(私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)」(平成29年4月 東京都生活文化局)

「福祉保健の基盤づくり(社会福祉施設等一覧)」(平成30年10月 東京都福祉保健局)

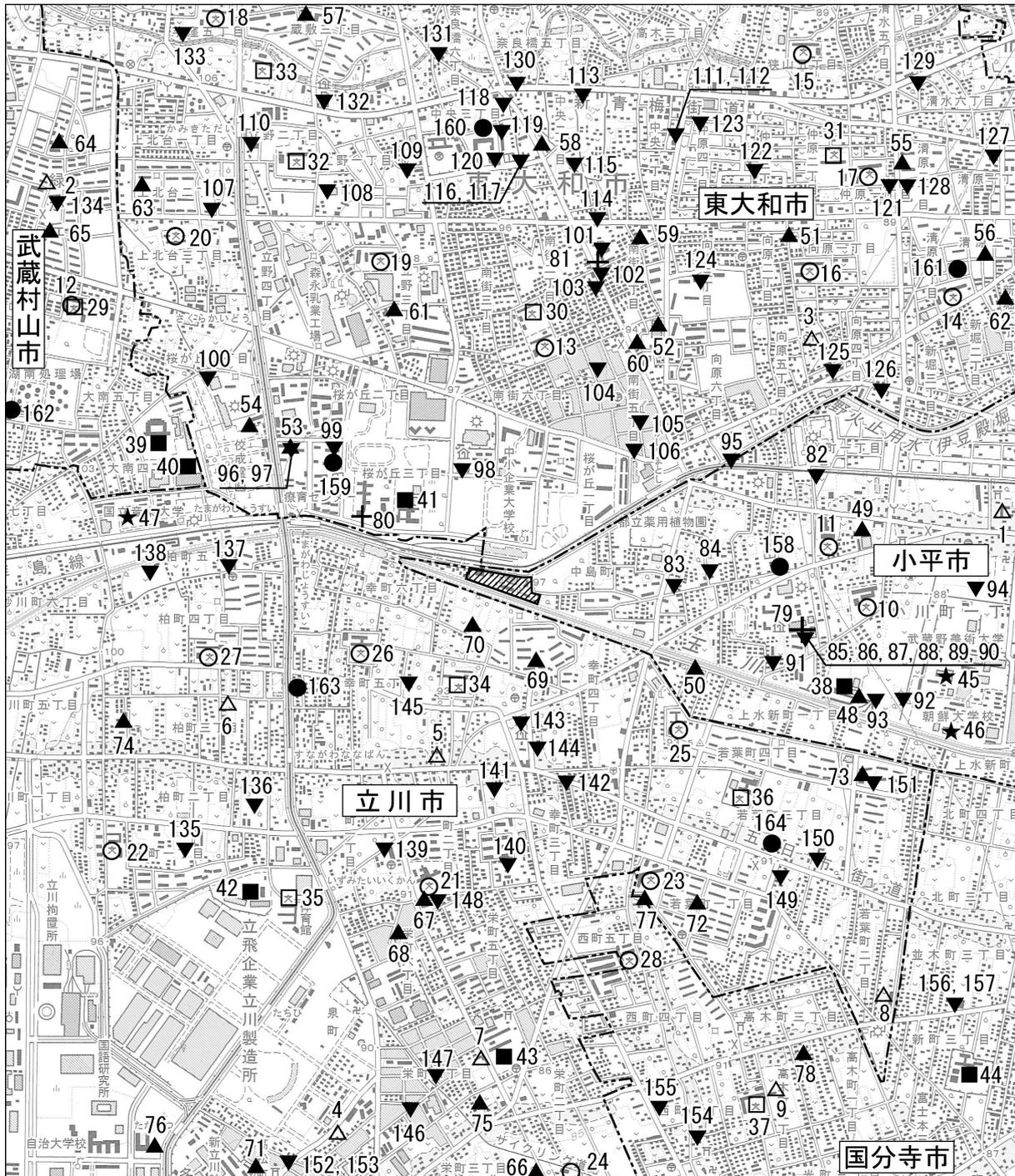
「医療機関届出情報」(平成30年4月 医療介護情報局ホームページ)

「小平市立図書館」(平成30年 小平市立図書館ホームページ)

「武蔵村山市立図書館」(平成30年 武蔵村山市立図書館ホームページ)

「東大和市立図書館」(平成30年 東大和市立図書館ホームページ)

「立川市立図書館」(平成30年 立川市立図書館ホームページ)



凡例

- : 計画地
- △ : 幼稚園 ▲ : 保育所
- : 小学校 + : 病院
- : 中学校 ▼ : 福祉施設等 (保育所を除く)
- : 高等学校 ● : 図書館
- ★ : 大学
- : 市界



1:25,000

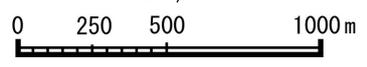


図 7.3-7
公共公益施設等の分布

オ 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況は表 7.3-11 及び図 7.3-8 に示すとおりである。

計画地周辺には、児童公園、公園、緑地及び緑道が整備されている。計画地より最も近い公園等として、計画地の南側に隣接している玉川上水緑道、北側に近接している野火止用水緑道がある。

表 7.3-11(1) 計画地周辺の公園等

種別	図No.	名称	所在地
児童公園 (遊園等)	1	上水新町第一児童公園	小平市上水新町 1-17-10
	2	上宿児童公園	小平市小川町 1-309
	3	小川もみじ児童公園	小平市小川町 1-517-20
	4	小川第一北児童公園	小平市小川町 1-502-81
	5	小川第一南児童公園	小平市小川町 1-502-37
	6	かしの実児童公園	小平市小川町 1-445-6
	7	みなみ台児童公園	小平市小川町 1-445-5
	8	東小川橋児童公園	小平市小川町 1-436-65
	9	栗の木児童公園	小平市栄町 2-242-24-1
	10	大南四丁目児童遊園	武蔵村山市大南 4-9-13
	11	大南五丁目児童遊園	武蔵村山市大南 5-5-23
	12	東大南児童遊園	武蔵村山市大南 4-13
	13	新堀こども広場	東大和市新堀 2-1490-13
	14	用水北こども広場	東大和市向原 4-19-12
	15	高木こども広場	東大和市高木 3-230-1
	16	桜が丘こども広場	東大和市桜が丘 4-323
	17	下新堀こども広場	東大和市新堀 1-1535
	18	清水こども広場	東大和市清水 6-1148-1
	19	中央こども広場	東大和市中央 1-583-2
	20	六小南こども広場	東大和市仲原 1-6-1
	21	協和こども広場	東大和市南街 2-86-1
	22	栄こども広場	東大和市南街 6-65-2
	23	立野こども広場	東大和市立野 3-1214-1
	24	江の島児童遊園	立川市幸町 2-1-2
公園	25	中島町南公園	小平市中島町 3434-11
	26	中島町東公園	小平市中島町 3434-10
	27	中島地域センター公園	小平市中島町 2626-1
	28	中島町公園	小平市中島町 20-20
	29	中島町第1公園	小平市中島町 1717-18
	30	中島町第2公園	小平市中島町 1616-4
	31	上水公園	小平市上水新町 2-12-9
	32	上水新町地域センター公園	小平市上水新町 1-13-32
	33	小川町区画整理記念公園	小平市小川町 1-3045
	34	大げやき道公園	小平市小川町 1-591-1
	35	十二小東公園	小平市小川町 1-552-12
	36	南台樹林公園	小平市小川町 1-500-5
	37	十二小西公園	小平市小川町 1-476-21
	38	小川町夕やけ公園	小平市小川町 1-474

表 7.3-11(2) 計画地周辺の公園等

種別	図No.	名 称	所在地
公園	39	葉草園東公園	小平市小川町 1-393-15
	40	小川公園	小平市小川町 1-357
	41	せきれい公園	小平市小川町 1-3023-2
	42	きつねっばら公園	小平市小川町 1-3004-8
	43	野火止公園	小平市栄町 2-2-16
	44	ぐみくぼ公園	小平市栄町 1-15-9
	45	大南公園	武蔵村山市緑が丘 2542
	46	大南東公園	武蔵村山市大南 5-2-4
	47	オカネ塚公園	武蔵村山市緑が丘 1619
	48	桜が丘西公園	東大和市桜が丘 2-223-2
	49	上仲原公園	東大和市向原 1-1-1
	50	山神前公園	東大和市向原 2-3-4
	51	向原第二公園	東大和市向原 2-810-13
	52	向原西公園	東大和市向原 3-10
	53	向原中央公園	東大和市向原 3-10
	54	向原南公園	東大和市向原 3-10
	55	向原公園	東大和市向原 5-1043-46
	56	宮前公園	東大和市高木 3-317-4
	57	青梅橋東公園	東大和市桜が丘 1-1330-27
	58	青梅橋公園	東大和市桜が丘 1-1425-9
	59	桜が丘一丁目公園	東大和市桜が丘 1-1429-1
	60	ハンカチの木公園	東大和市桜が丘 1-1449-3
	61	桜みらい公園	東大和市桜が丘 1-1449-75
	62	桜が丘中央公園	東大和市桜が丘 2-142-18
	63	桜街道公園	東大和市桜が丘 2-205
	64	桜が丘北公園	東大和市桜が丘 2-215-16
	65	桜が丘南公園	東大和市桜が丘 2-222-9
	66	桜が丘公園	東大和市桜が丘 2-224-4
	67	桜街道南公園	東大和市桜が丘 4-261-2
	68	上北台公園	東大和市上北台 1-3-5
	69	北台第二公園	東大和市上北台 1-902-158
	70	北台第一公園	東大和市上北台 1-902-35
	71	上北台南公園	東大和市上北台 2-1-21
	72	中北台公園	東大和市上北台 2-865-4
	73	中南台第二公園	東大和市上北台 3-429-28
74	中南台公園	東大和市上北台 3-450	
75	上新堀公園	東大和市新堀 3-4-10	
76	清原西公園	東大和市清原 1-1	
77	清原北公園	東大和市清原 1-1	
78	清原南公園	東大和市清原 3-1	
79	清水第二南公園	東大和市清水 6-1176-22	
80	芝中中央公園	東大和市蔵敷 3-691-20	
81	砂台公園	東大和市蔵敷 3-900-6	
82	中央東公園	東大和市中央 1-544-7	
83	中央第一公園	東大和市中央 2-831-6	
84	仲原東公園	東大和市仲原 3-11-1	
85	仲原西公園	東大和市仲原 4-12-5	

表 7.3-11(3) 計画地周辺の公園等

種別	図No.	名称	所在地
公園	86	奈良橋中央公園	東大和市奈良橋 6-766-2
	87	山王公園	東大和市南街 2-58-8
	88	第一光ヶ丘公園	東大和市南街 3-22-1
	89	丸山台公園	東大和市南街 3-50-3
	90	新海道公園	東大和市南街 3-56-94
	91	協和公園(パンダ公園)	東大和市南街 5-33-2
	92	栄公園	東大和市南街 5-58-6
	93	末広第二公園	東大和市南街 6-3
	94	末広公園	東大和市南街 6-57-1
	95	立野第二公園	東大和市立野 1-1020-35
	96	立野東公園	東大和市立野 1-1145
	97	立野南公園	東大和市立野 1-26-3
	98	立野第一公園	東大和市立野 1-932-4
	99	立野公園	東大和市立野 1-951
	100	立野中央公園	東大和市立野 1-961
	101	立野西公園	東大和市立野 2-6-3
	102	緑野公園	東大和市立野 3-1293-30
	103	緑野第二公園	東大和市立野 3-1293-57
	104	柏四北公園	立川市柏町 4-65-8
	105	柏四南公園	立川市柏町 4-21-16
	106	柏四公園	立川市柏町 4-23-23
	107	柏三東公園	立川市柏町 3-15-5
	108	柏三北公園	立川市柏町 3-42-25
	109	柏町けやき公園	立川市柏町 1-20-22
	110	柏一公園	立川市柏町 1-22-32
	111	青柳公園	立川市柏町 1-14-27
	112	柏一東公園	立川市柏町 1-10-1
	113	若葉一東公園	立川市若葉町 1-21-111
	114	若葉一南公園	立川市若葉町 1-19-15
	115	若葉一公園	立川市若葉町 1-3-17
	116	砂川七東第四公園	立川市砂川町 7-2-36
	117	砂川五番北第二公園	立川市砂川町 6-36-13
118	砂川七東第二公園	立川市砂川町 7-20-51	
119	砂川七東公園	立川市砂川町 7-19	
120	砂川公園	立川市砂川町 7-18-33	
121	砂川七東第三公園	立川市砂川町 7-9-22	
122	砂川五番北第三公園	立川市砂川町 6-36-13	
123	砂川六南公園	立川市砂川町 6-17	
124	砂川六西公園	立川市砂川町 6-20-5	
125	砂川六公園	立川市砂川町 6-8	
126	砂川五番北第一公園	立川市砂川町 6-36-13	
127	砂川五番西公園	立川市砂川町 1-13-23	
128	砂川五番公園	立川市砂川町 1-2-14	
129	高松第二公園	立川市高松町 1-18-27	
130	幸六西公園	立川市幸町 6-2-7	
131	幸六東公園	立川市幸町 6-23-9	
132	幸六北公園	立川市幸町 6-28-24	

表 7.3-11(4) 計画地周辺の公園等

種別	図No.	名称	所在地
公園	133	幸五公園	立川市幸町 5-74-5
	134	七番公園	立川市幸町 5-84-2
	135	幸五東公園	立川市幸町 5-17-21
	136	幸四そよご公園	立川市幸町 4-17-69
	137	幸四南公園	立川市幸町 4-23-11
	138	幸三北公園	立川市幸町 3-28-28
	139	幸三公園	立川市幸町 3-24-33
	140	幸三西公園	立川市幸町 3-20-29
	141	九番公園	立川市幸町 2-52
	142	幸二公園	立川市幸町 2-22-11
	143	江の島道東公園	立川市幸町 2-21-17
	144	江の島南公園	立川市栄町 6-17
	145	栄五東公園	立川市栄町 5-63
	146	東栄公園	立川市栄町 5-11-5
	147	栄四公園	立川市栄町 4-38-56
148	南部公園	立川市栄町 4-28-3	
緑地	149	上宿緑地	小平市小川町 1-335 付近
	150	美大前緑地	小平市小川町 1-755 付近
	151	野火止緑地	東大和市向原 4-36-12
	152	用水北緑地	東大和市向原 4-38-30
	153	水道緑地	東大和市向原 4-7-6
	154	向原緑地	東大和市向原 5-1043-47
	155	桜が丘緑地	東大和市桜が丘 3-44-13
	156	上北台緑地	東大和市上北台 1-5-5
	157	水道第二緑地	東大和市清水 6-1180-2
	158	仲原緑地	東大和市仲原 4-23-11
	159	立野第一緑地	東大和市立野 1-1020-12
	160	立野第二緑地	東大和市立野 1-1039-5
	161	立野西緑地	東大和市立野 2-18-2
	162	上北台駅前緑地	東大和市立野 2-18-4
	163	川越道緑地	立川市幸町 4-61
	164	栄緑地	立川市栄町 4-6
	165	野火止用水歴史環境保全地域	小平市中島町 4
緑道	166	野火止用水緑道	小平市(他 5 市)
	167	玉川上水緑道	小平市(他 5 市 1 区)
	168	彫刻の谷緑道	小平市小川町 1-416 付近
散歩道等	169	玉川・野火止コース	小平市、東大和市
	170	小平グリーンロード	小平市
	171	東大和ウォーキングコース	東大和市
	172	砂川と玉川上水を歩くコース	立川市

注1)「図No.」は、図7.3-8に対応する。

出典:「市立子供広場・公園・緑地」(東大和市ホームページ)

「小平市立図書館 地域資料」(小平市立図書館ホームページ)

「施設案内・予約 公園」(武蔵村山市ホームページ)

「玉川上水緑道」(東京都公園協会ホームページ)

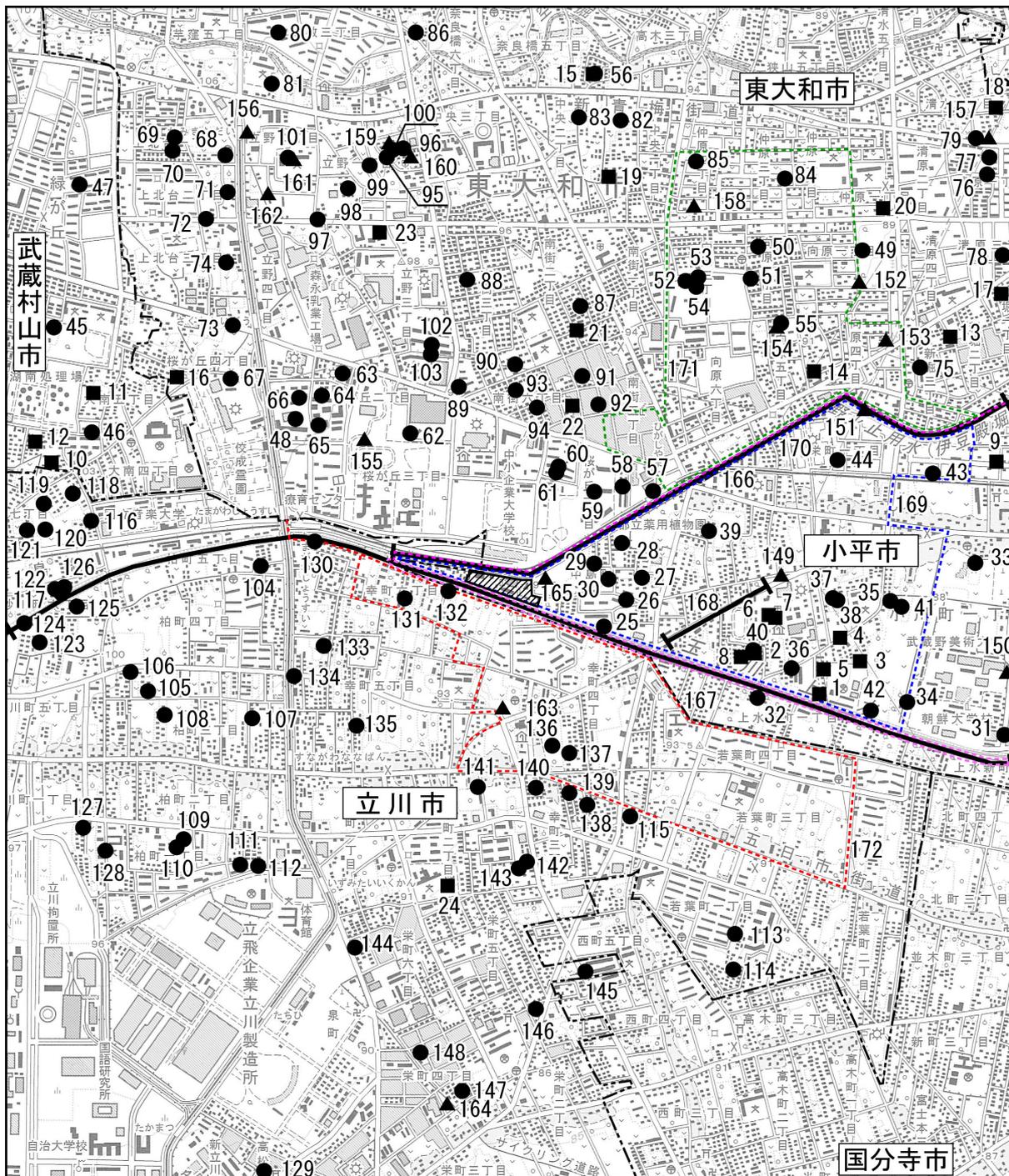
「地図からの住所検索」(いつもNAVIラボホームページ)

「玉川・野火止コース 用水の散歩みち」(東京都ホームページ)

「小平グリーンロードMAP」(小平市産業振興課)

「東大和ウォーキングマップ(野火止用水編)」(東大和市ホームページ)

「砂川と玉川上水を歩くコース」(立川市ホームページ)



凡例



: 計画地

--- : 市界



: 児童公園



: 公園



: 緑地



: 緑道

--- : 玉川・野火止コース

--- : 小平グリーンロード

--- : 東大和ウォーキングコース

--- : 砂川と玉川上水を歩くコース



1:25,000

0 250 500 1000m

図 7.3-8 公園等の分布

(5) 水域利用

ア 河川等の状況

計画地周辺における河川等の状況は表 7.3-12 及び図 7.3-9 に示すとおりである。

計画地周辺には、用水路の玉川上水、野火止用水及び一級河川の空堀川がある。

玉川上水は多摩川中流の羽村取水口から新宿区四谷大木戸までを流れる延長約 43.0km の用水路であり、上流部（羽村取水口～小平監視所）は、水道原水導水路として、多摩川の水、中流部（小平監視所～浅間橋）は、排水路として清流復活事業による下水の高度二次処理水、下流部（浅間橋～四谷大木戸）は、排水路として排水が流れている。なお、玉川上水の一部区間において、玉川上水の北側を平行して新堀用水（玉川上水の分水）が流れている。

野火止用水は、小平市中島町に流れる玉川上水から分岐され、野火止台地を経て、新河岸川までを流れる延長約 24.0km の用水路であり、清流復活事業による下水の高度二次処理水が流れている。野火止用水は計画地周辺では暗渠化されている。

空堀川は、武蔵村山市野山北公園を水源とし、途中奈良橋川を合わせ、清瀬市中里で柳瀬川へ合流する流路延長約 15.0km、流域面積約 26.8km の一級河川である。

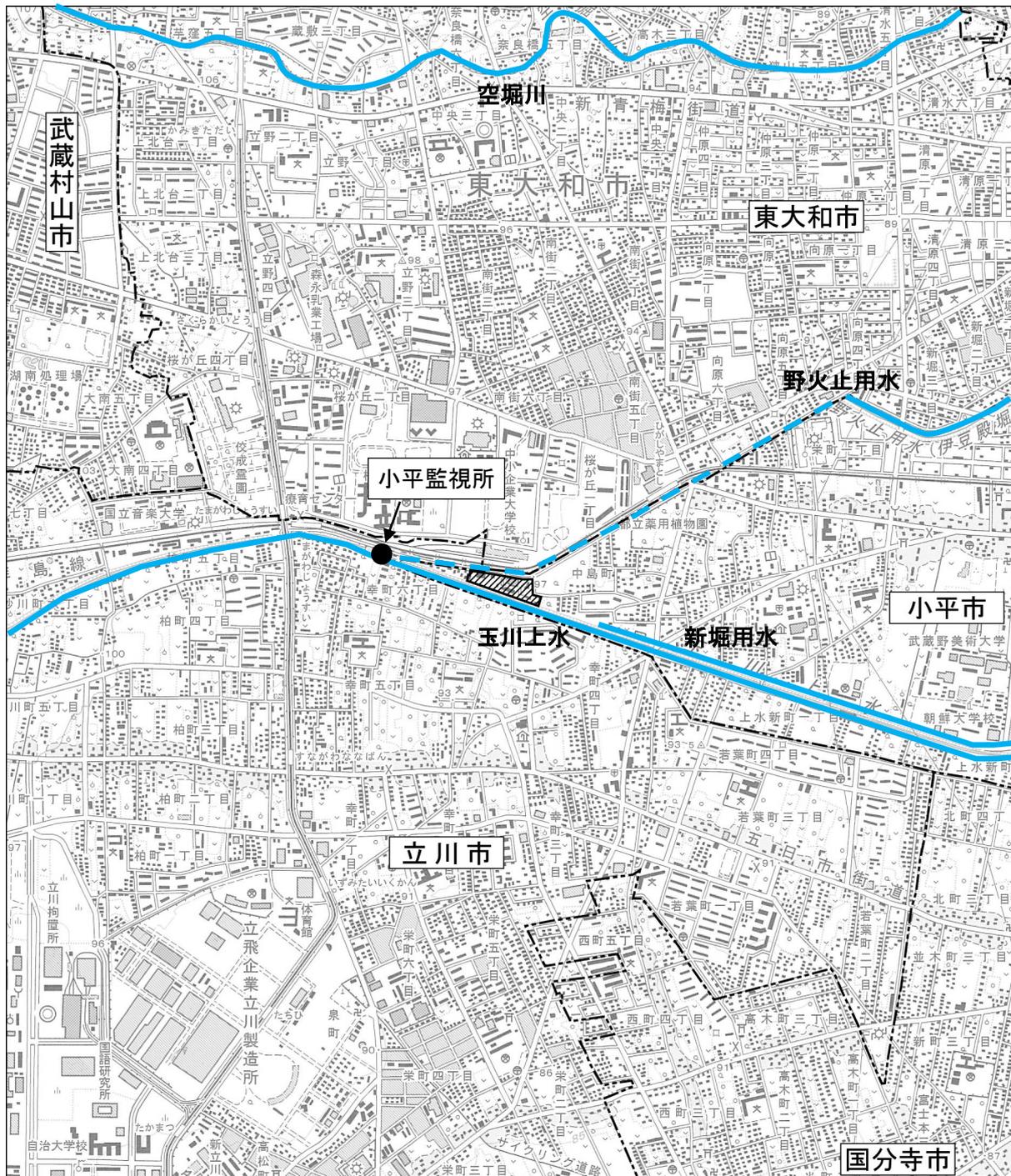
表 7.3-12 河川等の概要

名称	種別	水源	流路延長(km)	流域面積(km ²)
玉川上水	用水路	多摩川	43.0	(幅約 5.5m)
野火止用水	用水路	玉川上水の分水	24.0	(幅約 0.9m)
空堀川	一級河川	武蔵村山市 野山北公園	15.0	26.8

出典：「柳瀬川・空堀川流域連絡会」（東京都建設局ホームページ）

「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年 3 月 東京都水道局）

「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」（平成 24 年 3 月 埼玉県新座市）



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 河川等

注 1) 野火止用水の破線部は、地上面にない箇所(暗渠)を示す。

N



1:25,000

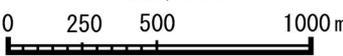


図 7.3-9
計画地周辺の河川等の状況

イ 水域の利用状況

空堀川の河川水については、生活用水、事業用水、農業用水及び工業用水としての利用はない。

また、計画地周辺の小平市、東大和市、立川市における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量の状況は表7.3-13に示すとおりである。

平成29年における小平市内の揚水量は全体で17,599m³/日であり、そのうち工場が2,411m³/日、指定作業場が2,260m³/日、上水道等が12,927m³/日となっている。

表 7.3-13 地下水揚水量の状況

市	事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
小平市	工場	9	23	2,411
	指定作業場	31	36	2,260
	上水道等	33	50	12,927
	合計	73	109	17,599
東大和市	工場	4	12	6,932
	指定作業場	8	8	246
	上水道等	7	11	9
	合計	19	31	7,187
立川市	工場	19	20	570
	指定作業場	43	47	1,124
	上水道等	81	107	5,810
	合計	143	174	7,504

注1) 端数処理のため、表の各欄の合計値と数値が一致しない場合がある。

出典：「平成29年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」

(平成31年3月 東京都環境局)

ウ 下水道普及状況

計画地周辺の小平市、東大和市、立川市の下水道普及状況は表7.3-14に示すとおりである。

計画地のある小平市の下水道普及率は100%となっている。

表 7.3-14 下水道普及状況

市	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
小平市	189,955	189,955	100
東大和市	85,857	85,836	100 ^{注1)}
立川市	182,092	182,092	100

備考) 全体人口は、住民基本台帳及び外国人登録(平成29年1月1日)によるものとする。

注1) 東大和市の普及率は、99.5%以上のため、100%概成とする。

出典：「東京都下水道局事業概要」(平成29年版 東京都下水道局)

(6) 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、府中気象観測所（計画地の南東、約 7.4km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、立川市泉町測定局（計画地の南西、約 2.5km）、小平市小川町測定局（計画地の東、約 4.4km）及び東大和市奈良橋測定局（計画地の北、約 2.5km）の 3ヶ所である。

気象観測地点の位置は図 7.3-11 に示すとおりである。

府中気象観測所の主要な気象の状況は表 7.3-15 及び図 7.3-10 に示すとおりである。

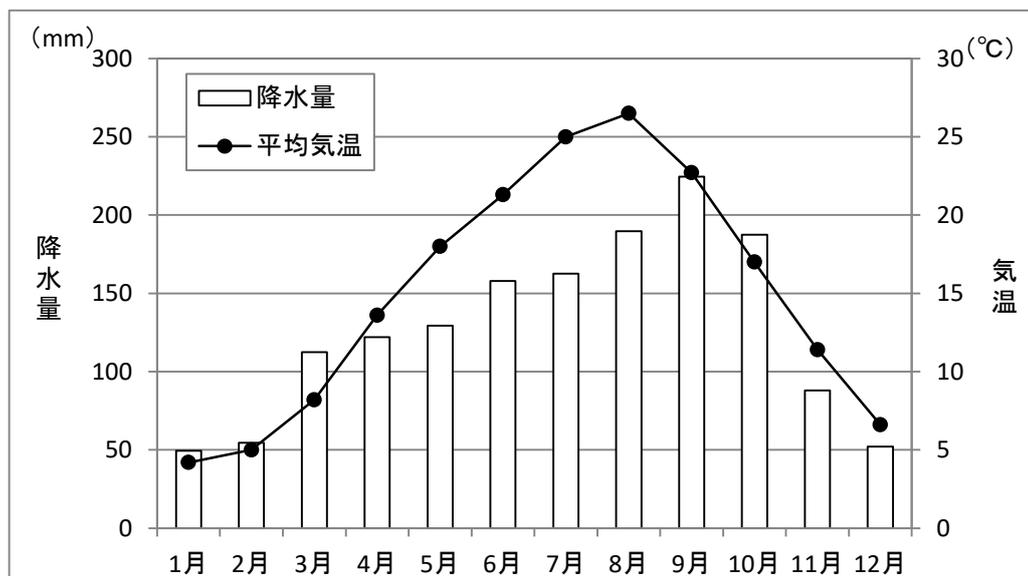
府中気象観測所における昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）までの 30 年間の統計値は、平均気温が 15.0℃、日最高气温が 31.4℃、日最低气温が -0.9℃、年間降水量が 1,529.7mm であった。

表 7.3-15 気象の状況

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	4.2	5.0	8.2	13.6	18.0	21.3	25.0	26.5	22.7	17.0	11.4	6.6	15.0
	日最高(℃)	9.8	10.3	13.3	19.0	23.2	25.8	29.6	31.4	27.1	21.7	16.6	12.3	20.0
	日最低(℃)	-0.9	0.0	3.2	8.5	13.3	17.5	21.5	22.9	19.2	12.8	6.6	1.4	10.5
降水量(mm)	49.4	54.5	112.4	122.1	129.4	157.8	162.6	189.6	224.6	187.5	87.9	52.2	1,529.7	

注 1) 昭和 56 年(1981 年)から平成 22 年(2010 年)までの 30 年間の平均値

出典: 「気象統計情報(観測地点: 府中)」(気象庁ホームページ)



注 1) 昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年までの 30 年間の平均値

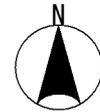
出典: 「気象統計情報(観測地点: 府中)」(気象庁ホームページ)

図 7.3-10 気象の状況



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 一般環境大気測定局
-  : 気象観測所



1:75,000

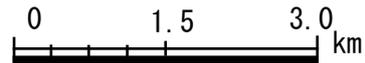


図 7.3-11 気象観測所

計画地周辺の一般局及び府中気象観測所における平成29年度の風向及び風速の測定結果は、表7.3-16及び図7.3-12に示すとおりである。

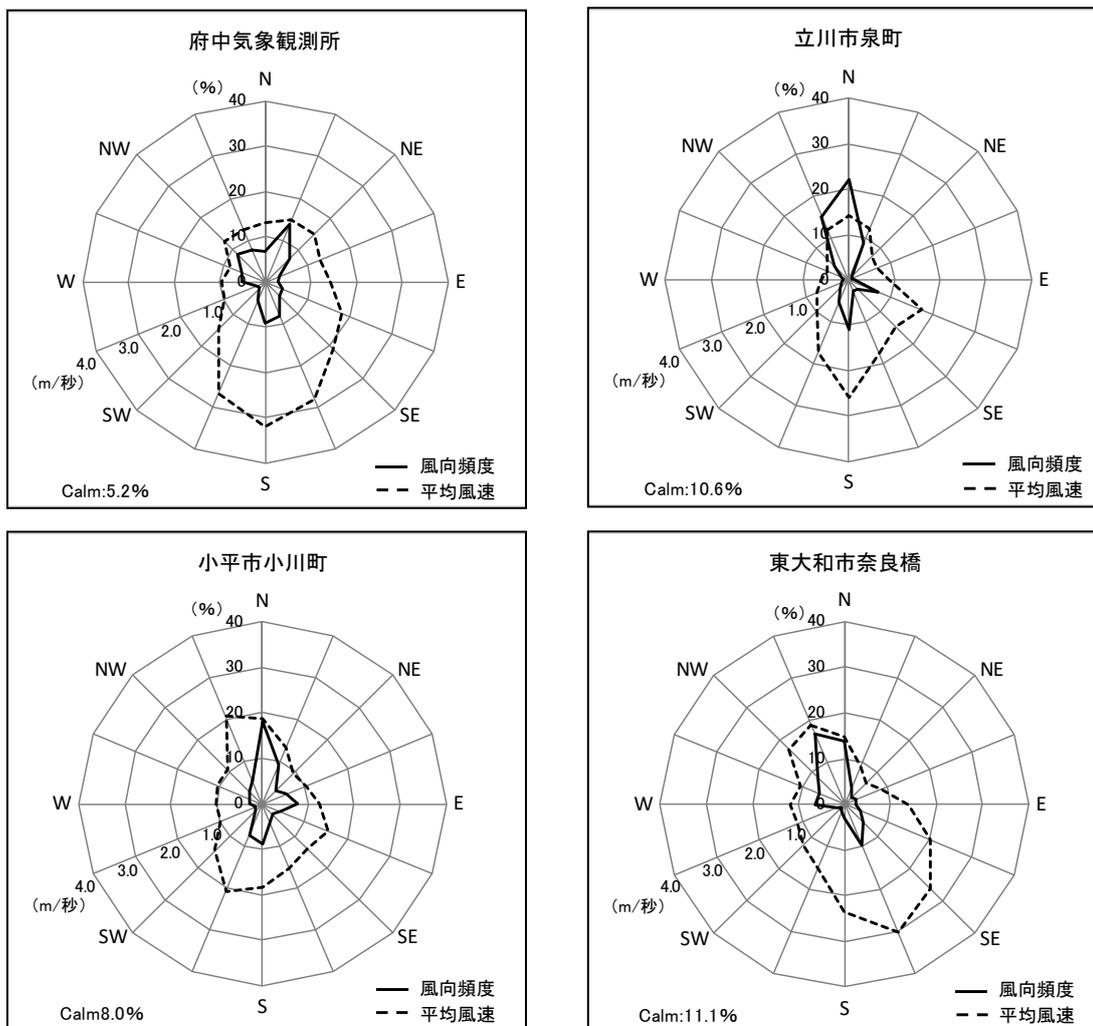
平成29年度の年間最多風向は府中気象観測所で北北東、立川市泉町及び小平市小川町で北、東大和市奈良橋で北北西となっており、平均風速は1.4~1.9m/秒となっている。

表 7.3-16 風向・風速測定結果(平成29年度)

測定箇所	項目	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
府中気象観測所	最多風向	S	S	NNE	NNE	NNE	9.3m
	平均風速	3.5m/秒	3.2m/秒	1.4m/秒	1.6m/秒	1.5m/秒	
立川市泉町	最多風向	N	S	N	N	N	19.1m
	平均風速	1.5m/秒	2.6m/秒	1.3m/秒	1.3m/秒	1.4m/秒	
小平市小川町	最多風向	N	S	N	N	N	22.0m
	平均風速	2.0m/秒	1.7m/秒	1.6m/秒	2.4m/秒	1.9m/秒	
東大和市奈良橋	最多風向	NNW	SSE	NNW	NNW	NNW	13.0m
	平均風速	2.1m/秒	3.0m/秒	1.4m/秒	2.6m/秒	1.9m/秒	

出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)

「大気汚染測定結果」(平成29年度 東京都環境局ホームページ)



注1) Calm: 静穏 (風速 0.2m/秒 以下)

出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)

「大気汚染測定結果」(平成29年度 東京都環境局ホームページ)

図 7.3-12 風配図 (平成28年度)

(7) 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令は表 7.3-17 に示すとおりである。

表 7.3-17(1) 関係法令等

項目	関係法令等
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) ・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) ・循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) ・容器梱包に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 120 号) ・ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) ・東京都環境基本条例(平成 6 年条例第 92 号) ・東京都環境影響評価条例(昭和 55 年条例第 96 号) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号) ・小平市環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号) ・東京都建築安全条例(昭和 25 年条例第 89 号)
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号) ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号) ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) ・下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) ・小平市下水道条例(昭和 45 年条例第 5 号)
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
地盤・水循環	<ul style="list-style-type: none"> ・建設物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)
日影	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和 53 年条例第 63 号)
電波障害	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法(平成 16 年法律第 110 号) ・東京都景観条例(平成 18 年条例第 136 号)
自然との 触れ合い 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) ・東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例第 26 号)
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) ・東京都廃棄物条例(平成 4 年条例第 140 号) ・小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 4 年条例第 25 号) ・東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年条例第 24 号) ・武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年条例第 14 号)

表 7.3-17(2) 関係法令等

項目	関係法令等
温室効果 ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・東京における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例 216 号) ・小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例(昭和 47 年条例第 17 号)
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) ・東京都文化財保護条例(昭和 51 年条例第 25 号)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(昭和 27 年法律第 180 号) ・消防法(昭和 23 年法律第 186 号) ・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) ・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) ・雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号) ・東京都福祉のまちづくり条例(平成7年条例第 33 号) ・建築物バリアフリー条例(平成 15 年条例第 155 号) ・火災予防条例(昭和 37 年条例第 65 号) ・小平市風致地区条例(平成 25 年条例第 31 号) ・小平市福祉のまちづくり条例(平成9年条例第2号)

(8) 環境保全に関する計画等

ア 東京都

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画は表 7.3-18 に示すとおりである。

表 7.3-18(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」(平成 28 年 12 月)	<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。</p> <p>また、「東京のFUTURE」として 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。</p> <p>セーフシティ:もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ:誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ:世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市</p>
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	<p>この計画は、東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。</p> <p>東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。</p> <p>①スマートエネルギー都市の実現 ②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤環境施策の横断的・総合的な取組</p> <p>また、中期的な通過点として、2030 年までの削減目標を次のとおりとしている。</p> <p>○東京都の温室効果ガス削減目標 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減 <部門別目標> 2030 年までの削減目標(2000 年比) ・産業・業務部門:20%程度(業務部門:20%程度) ・家庭部門:20%程度 ・運輸部門:60%程度</p> <p>○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030 年までに、2000 年比で 38%削減。</p> <p>主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。</p>

表 7.3-18(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム(平成 23 年5月)	<p>このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の3点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針(平成 15 年3月)	<p>この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の3つの基本的考え方が示されている。</p> <p>[基本的考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 17 年7月)	<p>このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。</p>
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成 28 年3月)	<p>この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画目標1 資源ロスの削減 計画目標2 「持続可能な調達」の普及 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標5 災害廃棄物の処理体制 <p>また、計画目標3の中で、以下の計画指標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度:27%、2030 年度:37% ・最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計) 2020 年度:2012 年度比 14%削減、2030 年度:2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画(平成 28 年4月)	<p>この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。</p> <p>[目標指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の再資源化・縮減率(発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率) ・建設発生土の有効利用率(土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較) <p>また、この計画を補完し、この計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。</p>

表 7.3-18(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>東京地域公害防止計画(平成 24 年3月)</p>	<p>この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第9次公害防止計画である。</p> <p>東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の2つを計画の主要課題としている。</p> <p>(1)東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。</p> <p>(2)横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。</p>
<p>東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年7月)</p>	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 <p>[施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体施策の強化等(ディーゼル車の走行規制等) ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他(関係者間の連携等)
<p>「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年6月)</p>	<p>「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間で展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。</p> <p>また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の4つの方針を挙げている。</p> <p>方針1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針4 あらゆる工夫による緑の創出と保全</p>
<p>「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年3月)</p>	<p>この施策化状況は、平成 19 年6月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。</p>

表 7.3-18(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成24年5月)</p>	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の3つを挙げている。</p> <p>[将来像]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
<p>東京都景観計画(平成23年4月、平成30年8月改定)</p>	<p>この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の3つを挙げている。</p>

イ 小平市

小平市の環境保全に関する計画は表 7.3-19 に示すとおりである。

表 7.3-19 小平市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
こだいら 21 世紀構想 —小平市第三次長期 総合計画基本構想— (平成 18 年3月)	この基本構想では、新しい時代における新たな「羅針盤」としての役割を果たすことになり、めざすべき将来都市像を「躍動をかたちに進化するまちこだいら」とし、基本構想の基本的な理念に基づいて実現するため、以下の5つの将来都市像を定めている。 1 安全・安心で、いきいきとしたまち—地域・安全・生活・文化— 2 快適で、ほんわかとするまち—緑・水・環境— 3 健康で、はつらつとしたまち—次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習— 4 住みやすく、希望のあるまち—都市基盤・交通・産業— 5 健全で、進化するまち—地方自治・行財政—
新中期的な施策の取 組方針・実行プログラ ム(平成 30 年2月)	「新中期的な施策の取組方針・実行プログラム」は、平成 18 年度から実施の「こだいら 21 世紀構想—小平市第三次長期総合計画基本構想—」の「躍動をかたちに進化するまち」の実現に向けて着実に実務事業を実施することを目的に、平成 29 年度～平成 32 年度に取り組む事業を示している。
小平市都市計画マス タープラン(平成 29 年 3月)	このマスタープランは、主に土地利用や都市基盤などの都市計画の視点から、目指すべき将来都市像などの個別の事業を進めるうえで踏まえるべき基本的な考え方を示すものである。目標年次は、平成 29 年度から平成 38 年度までとし、まちの将来像を「みどりつながる快適生活都市こだいら」とし、まちづくりの目標として以下の目標を掲げている。 目標1 “顔”をもったまちをつくる 目標2 “みどり”を感じられるまちをつくる 目標3 “にぎわい”を育むまちをつくる 目標4 “ひと”にやさしいまちをつくる 目標5 市民の“ちから”を活かせるまちをつくる
小平市第二次環境基 本計画(平成 24 年3 月)	この計画は、これまでの取組の成果や課題、環境問題を取り巻く社会情勢の変化、小平市の特性、市民への環境意識調査結果などを踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため策定している。 小平市環境基本条例第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
小平市みどりの基本 計画(平成 22 年3月)	この計画は、市民が利用する都市公園の整備、小平にとって大切な雑木林など緑地の保全、道路や住宅地、工場などを対象とした都市緑化の推進、市民参加のみどりのまちづくりの場を増やすことなどを対象にしている。 そして、将来の小平のみどりの総合的な整備・保全の方針を定め、計画的かつ体系的に講じることにより、その効果をより高めることを目的に、平成 22 年度～平成 32 年度までを計画の期間としている。
小平市一般廃棄物処 理基本計画(平成 30 年3月改訂)	この計画は、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものとしている。 「小平市第三次長期総合計画基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めている。 また、「東京都廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合した計画となっている。 この計画は、平成 26 年度から平成 34 年度までを計画期間とし、平成 34 年度までの数値目標は以下のとおり設定している。 ① 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ・資源総量 640g以下 ② 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ量 480g以下

ウ 東大和市

東大和市の環境保全に関する計画は表 7.3-20 に示すとおりである。

表 7.3-20 東大和市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東大和市総合計画(平成 25 年3月)	<p>この計画は、21 紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとし、基本構想を実現するため、着実な計画の遂行をめざしている。</p> <p>基本構想では、めざすべき将来都市像を「人と自然が調和した生活文化都市東大和」とし、都市像を実現するための基本目標を、以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな人間性と文化をはぐくむまち ・ 健康であたたかい心のかよいあうまち ・ 暮らしと産業が調和した活力あるまち ・ 環境にやさしく安全で快適なまち ・ 相互の理解と協力で支えられるまち
東大和市都市マスタープラン(改定)(平成 27 年3月)	<p>このマスタープランは、第二次基本構想・第四次基本計画及び関連計画における都市づくり方針等を踏まえるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い都市づくり、「景観法」の施行を踏まえた景観に配慮した都市づくりなど、現行計画策定後からの状況変化などを加味した見直しを行い、平成 27 年度からの都市づくりの新たな指針とするための目的としている。</p> <p>「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」を目指し、都市づくりの理念は、以下のとおり定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身近な生活空間の質的充実に努めます。 ② 後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。 ③ 市民と行政による協働の都市づくりに努めます。
第二次東大和市環境基本計画(平成 29 年3月)	<p>この計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めている。</p> <p>自発性と協働による環境保全の取組を推進し、良好な環境を将来にわたり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目指して、市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を以下のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人と自然が共生する豊かな環境を育み、次の世代に引き継げるまち」
東大和市緑の基本計画(平成 11 年 10 月)	<p>この計画は、緑の現況と課題を整理し、狭山丘陵をはじめとする樹林他や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために策定している。</p>
東大和市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年3月)	<p>この計画は、環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組む必要があり、市民及び事業者との協働のもと、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用等に努め、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すこととしている。</p> <p>廃棄物減量の推進指標として以下の目標を設定している。</p> <p>目標1 平成 34 年度に市民一人1日当たりの廃棄物排出量は 650g/人・日以下を目指す。</p> <p>目標2 衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)は一人1日当たり 470g/人・日以下を目指す。</p> <p>目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す。</p>

エ 武蔵村山市

武蔵村山市の環境保全に関する計画は表 7.3-21 に示すとおりである。

表 7.3-21 武蔵村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画(平成 28 年3月)	<p>この計画は、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行財政需要に的確に対応し、市民との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である平成 32 年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画としている。</p> <p>この計画が掲げる市の将来都市像「人とみどりが織りなす夢ひろがるやさしいまちむさしむらやま」の実現に向けて、まちづくりの理念を以下のように掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域が一体になって人を育み、守る、思いやりのあるまちづくり 2 恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、快適で暮らしやすいまちづくり 3 自然や文化、産業を生かし、地域の特性を生かした個性あるまちづくり 4 市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり
武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)(平成 25 年 10 月)	<p>この基本方針は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化に向けた方策」の3つから構成されている。</p> <p>「全体構想」では、周辺市町との関係を踏まえた市全体のまちづくりの方針を定めている。「地域別構想」では、市内の主要幹線道路で区分される4地域について各地域の特性を生かしたまちづくりの方針を定めている。「実現化に向けた方策」では、まちづくりの方針を実現するための考え方や方策を示している。</p>
武蔵村山市第二次環境基本計画(平成 28 年 3 月)	<p>この計画は、「武蔵村山市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年に「武蔵村山市環境基本計画」を策定し、平成 24 年度には改訂を行った。前計画が平成 27 年度に目標年度を迎えたことをうけ、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため策定している。望ましい都市像として以下を掲げている。</p> <p>・「みどり」と「暮らし」をみんなで育む住み良いまちむさしむらやま。</p>
武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年1月)	<p>この計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武蔵村山市環境基本計画」を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策として定められており、国の「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などと整合を図って策定している。</p> <p>計画目標年度を平成 39 年度とし、以下の目標値を定めている。</p> <p>目標指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出原単位 642g/人・日 ・収集ごみ量原単位 381g/人・日 ・リサイクル率(エコセメントを含む)38% <p>目標とするごみ・資源排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集量 15,582t/年 ・持込ごみ量 2,047t/年 ・資源量(エコセメントを含む)6,919t/年

オ 立川市

立川市の環境保全に関する計画は表 7.3-22 に示すとおりである。

表 7.3-22 立川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
立川市第4次長期総合計画(平成 27 年3月)	この計画は、長期的な展望とまちづくりの将来像を示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定している。 まちづくりの将来像として、「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」と定めており、将来像の実現に向けて、まちづくりの方向性を以下の5つの都市像を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育ちあい、学びあう文化の香り高いまち ・ 安全で、環境にやさしい快適なまち ・ 人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち ・ ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち ・ 分権型社会に対応した持続可能なまち
立川市都市計画マスタープラン(平成 29 年6月)	このマスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地域別構想」で構成している。 全体構想では、将来の立川市の都市像や都市構造等をどのように考えるのかということを示し、「都市整備基本方針」で示し、それらの基本的考え方を踏まえて、立川市全体の自然環境や道路・交通等の部門別計画である「都市整備基本構想」を示している。「地域別構想」では、地域に密着した地域ごとの将来像とまちづくりの方針を示している。
立川市第2次環境基本計画(平成 27 年6月)	この計画は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことを目的とし、目指すべき環境像として、以下を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人と自然を育み住みやすさを創るまち」
立川市緑の基本計画(平成 11 年3月)	この計画では、地域の個性や独自性を十分に考慮しながら、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共施設や民有地の緑化など、都市の緑全般を対象として、市町村が目指す緑の将来像とそれを実現するための施策が示されている。「緑の基本計画」の特色は、以下のとおりとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地保全法という法律に根拠をおく計画です。 ・ 住民に最も身近な地方自治体である市町村が策定する計画です。 ・ 従来の緑地に関する計画を統合・拡充した、都市の緑に関する総合的な計画です。 ・ 計画の内容は、市民に公表することが義務づけられています。
立川市一般廃棄物処理基本計画(平成 27 年)	この計画は、ごみの適正処理を進めるため、「平成 22(2010)年5月に策定したごみ処理基本計画」の達成状況を確認し、関連計画や法制度の動向、社会情勢の変化に応じて市が抱える課題に対応していくため、改定を行うものである。計画目標年度を平成 36 年度とし、以下の数値目標を定めている。 <ol style="list-style-type: none"> ① ごみ排出量を約 30%減らすことを目指す。(41,660t/年) ② 燃やせるごみの量を約 50%減らすことを目指す。(22,483t/年) ③ 資源化率を約 45%にすることを目指す。 ④ 埋立量を 70t/年とすることを目指す。

カ 東村山市

東村山市の環境保全に関する計画は表 7.3-23 に示すとおりである。

表 7.3-23 東村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東村山市第4次総合計画後期基本計画(平成 28 年3月)	<p>この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示したものである。「みんなで創る、みんなの東村山」を計画策定の基本に据え、将来都市像として、「人と人とみどりが響きあい笑顔あふれる東村山」と定めており、将来像の実現に向けて、以下の基本目標を示している。</p> <p>基本目標1 みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち 基本目標2 みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち 基本目標3 みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち 基本目標4 みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち</p>
東村山市都市計画マスタープラン(平成 12 年7月)	<p>このマスタープランは、まちづくりの基本的・総合的・長期的な考え方をまとめた将来へのビジョンであり、「まちづくりの憲法」ともいえるものとなっている。第3次総合計画の将来都市像である「緑あふれ、くらし輝く都市」の実現のためのまちづくりの目標を、以下のように掲げている。</p> <p>1 東村山の風土を守り、つくり育てるまち 2 これからも住み続けたい快適なまち 3 明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち 4 誰もが健やかに暮らせるあたたかいまち</p>
東村山市環境基本計画(平成 23 年3月)	<p>この計画は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」の目的、理念及び基本的施策等を実現するために、東村山市がめざす環境像と具体的な目標、施策の基本的方針等を設定し、最新の環境の状況および社会情勢を勘案し、今後の新たな施策体系を構築するため策定されている。</p> <p>市の環境上の目標を総括的・象徴的に表現した理想の環境像を以下のように掲げている。</p> <p>・「環境をまもり、豊かなこころを育むまち」</p>
東村山市みどりの基本計画(平成 23 年3月)	<p>この計画は、「みどり」ということばを、樹木、草木などの植物だけでなく、野生鳥獣や昆虫、魚などの動物の生態系とその総合的な環境としての土壌、大気、水などの自然の構成要素全体を示すものである。人間も生態系の一部であるとの認識を基本としつつ、市民生活とみどりの関わりを中心に、人間の精神や文化の基盤としての自然、安全で快適な生活環境を保全し、都市の美しい景観をつくる上で必要なみどりという意味にも使っている。計画の基本理念を以下のように掲げている。</p> <p>・「みどり豊かな生きいきとしたまち東村山」</p>
東村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年4月改訂)	<p>この計画は、廃棄物をめぐる時代の背景として、循環型社会の形成のみならず、エネルギーや資源、地球温暖化対策などの地球環境問題、コストの低減、広域的な取り組みによる効率化の推進、新技術による資源化など、持続可能な社会の実現が求められているような、社会状況の変化を踏まえ、前計画の基本理念の実現を確実に実行していくために改訂されている。</p> <p>計画目標年度を平成 32 年度とし、以下の取り組み目標を目指している。</p> <p>① 1人1日あたりのごみ量 630.0gを目指す ② 総資源化率 45.0%を目指す ③ 埋立処分量のゼロを維持する</p>

キ 国分寺市

国分寺市の環境保全に関する計画は表 7.3-24 に示すとおりである。

表 7.3-24 国分寺市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国分寺市総合ビジョン (平成 29 年3月)	この総合ビジョンでは、急速な社会環境の変化への対応や、施策と事業の一体化により、計画を具体化して実効性の向上を図ることを目的としており、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想である「国分寺市ビジョン」とその実現のための具体的な取組等を定めた「国分寺市ビジョン実行計画」の2層から構成されている。 市民・事業者等とともにまちづくりを進める上での共通の目標として、「未来のまちの姿」を以下のとおり定めている。 ・「魅力あふれひとつが繋がる文化都市国分寺」
国分寺市都市計画マスタープラン(平成 28 年2月)	このマスタープランは、市のまちづくりの理念を示し、まちづくりの目標や都市構造を位置つけた「全体構想」、4つの分野に分けてまちづくりの方針を示した「分野別構想」、各地域の方針を示した「地域別構想」、まちづくりを円滑に推進するための具体的な施策を示した「実現のための方策」によって構成している。市の特性を活かした今後のまちづくりを進めるための理念として、以下の「まちづくりのテーマ」を掲げている。 ・「活気ある暮らしやすいまちこくぶんじ」
第二次国分寺市環境基本計画(平成 26 年3 月)	この計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定している。 この計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者等、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示している。また、環境の望ましい将来像を以下のとおり設定している。 ・「未来の子どもたちへ引き継ぐこくぶんじの豊かな環境」
国分寺市一般廃棄物処理基本計画(一部変更)(平成 26 年4月)	この計画は、今あるものを再利用・再資源化することで、ごみとなることを可能な限り抑制していくことなどにより、環境への負荷を最小限に抑制することを廃棄物施策の重点目標とし、その達成に向け、市民・事業者・行政が取り組む基本的な方向を明らかにするためのものである。 計画目標年度を平成 30 年度とし、以下の目標を設定している。 1 ごみ・資源物総量削減の目標(市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量) ・ごみ・資源物総量 26,922t ・人口推計による市民1人1日あたりのごみ・資源物総量 618.1g 等 2 リサイクル率の目標 ・リサイクル率 41.1% 3 焼却量・埋立処分量の目標 ・焼却量 16,314t ・埋立量 54m ³

ク 国立市

国立市の環境保全に関する計画は表 7.3-25 に示すとおりである。

表 7.3-25 国立市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国立市総合基本計画 (第5期基本構想・第1次基本計画)(平成 28年3月)	この計画は、第5期基本構想の目指す基本理念や目標の実現を図ることで、市が将来にわたって「魅力的」であり続け、より多くの人たちから「選ばれる」まちとなることを目指している。また、「国立」の名にふさわしく「この地から新たな国が立つ」ような、先導的で多様性・寛容性のある文化や風土を創り出し、「人間を大切にすまち」を確立することを目的としている。 基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学び挑戦し続けるまち ・ とともに歩み続けるまち ・ 培い育み続けるまち ・ 文教都市くにたち
国立市都市計画マスタープラン〔第2次改訂版〕(平成 30年6月)	このマスタープランは、基本理念を実現するために達成を目指すまちの姿として、4つの骨格ごとにまちづくりの目標を掲げている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自然 守り、つなげる国立の自然 ② 生活・産業 みんなでつくるまち、安心して豊かに暮らせるまち ③ 交通 歩きやすいみち、歩きたくなるまち ④ 街並み 住む人に心地よく、美しく個性的な空間を育むまち
国立市環境基本計画 (平成 25年7月)	この計画は、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」第9条に基づき、同条例の目的、理念を踏まえ、行政、市民、事業者および教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目標、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的としている。 将来像として第2次基本計画の将来像を掲げるとともに、自然と都市が共生する国立市の環境をこれからも守るため、将来像実現に向けた目標を以下のように掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人と自然が共生するまち“国立らしさ”を守り・育てる」
第2次国立市循環型社会形成推進基本計画 (平成 28年4月)	この計画は、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきたことから、生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務となっていたなかで、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいくことを基本方針としている。 計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。 <ol style="list-style-type: none"> ①ごみ・資源物総量の目標 平成 37 年度 701.3g/人日 (18, 872t/年) (総ごみ排出量) 等 ②総資源化率の目標 平成 37 年度 42.3% ③焼却残排排出量の目標 平成 37 年度 1,115.9t

ケ 昭島市

昭島市の環境保全に関する計画は表 7.3-26 に示すとおりである。

表 7.3-26(1) 昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第五次昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)(平成 23 年5月)	<p>この計画は、市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画であり、まちづくりの目標を掲げ、それを実現するための施策を示している。計画は、「基本構想」と「基本計画」、そして別に策定する「実施計画」の三層で構成され、平成 32 年度を目標年としている。</p> <p>基本構想では人も、まちも、緑も元気な「新しい昭島」をともに創り上げていくため、市民と行政が目指す将来都市像を次のとおり定めている。</p> <p>・「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」</p>
昭島市都市計画マスタープラン(改定)(平成 23 年3月)	<p>このマスタープランは、市全体の将来構想として、都市の将来像(まちづくりの目標)を定め、これからどのような目標に向かってまちづくりを行っていくのか、その全体構想を明らかにしていくとともに、市民の意見を反映させながら、これを実現するための方針を示している。</p> <p>「まちづくりの方針」として、3つの基本目標を実現していくために展開する、3つの基本目標を以下のとおり掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人と自然の共生・循環を大切にするまち ② 生涯にわたり安心して暮らせるまち ③ 活発な都市の営みを支えるまち
昭島市環境基本計画(平成 24 年3月)	<p>この計画は、「昭島市環境基本条例」に基づき、国や東京都の「環境基本計画」との関連性に配慮するとともに、「昭島市総合基本計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられる。</p> <p>望ましい将来像として「美しい水と緑を将来の世代に」と定め、その実現に向けて以下の5つの基本目標を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水と自然を大切にするまち 2 緑とふれあう文化のまち 3 健康な暮らしを守るまち 4 地球にかける負担の少ないまち 5 環境を学びみんなで取り組むまち
昭島市水と緑の基本計画(平成 23 年3月)	<p>この計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定している。</p> <p>社会情勢、環境意識等の変化にも対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の「水」についても一体的に保全していく必要性が高まっていることなどから策定した水と緑のまちづくりのための基本理念と、その施策を展開していくにあたっての基本方針を次のように設定している。</p> <p>・「水と緑と人々のふれあいを大切にするまち」</p>

表 7. 3-26 (2) 昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年3月)	<p>この計画は、前計画が策定されてから5年が経過し、この間、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、質にも着目した循環型社会の形成として、リサイクル(再生利用)より優先順位の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)といった2R の推進などを掲げている状況から、これまでの清掃行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、第三次処理基本計画の見直しを行い策定している。計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの排出抑制目標 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ1人1日あたりの排出量 555g(平成 26 年度比で 51g 削減) ・事業系ごみの総排出量 5,327t(平成 26 年度比で 379t削減) ② ごみ資源化推進目標 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 37 年度までに 41.3%(平成 26 年度比で 4.2 ポイント増加) ③ 最終処分量削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量は東京たま広域資源循環組合の搬入配分量を遵守する。

(9) 公害に関する苦情件数

各市における過去3年間(平成27年度～平成29年度)の公害苦情件数は表7.3-27に示すとおりである。平成29年度の3市合計における苦情は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多くなっている。

なお、平成26年度～平成29年度の既存ごみ処理施設によせられた悪臭の苦情は、平成26年度1件、平成27年度2件、平成29年度1件あったが、いずれも組合のごみ処理に起因していることは確認されていない。

表 7.3-27 公害に関する苦情件数

市	年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
小平市	平成27年度	26	-	-	39	4	5	-	11	-	-	81
	平成28年度	25	-	-	41	3	4	-	17	-	-	87
	平成29年度	41	-	-	32	2	6	-	6	-	-	85
東大和市	平成27年度	13	4	-	8	-	1	-	4	-	5	35
	平成28年度	3	7	-	9	-	-	-	9	-	7	35
	平成29年度	11	3	1	10	1	-	-	4	-	27	56
武蔵村山市	平成27年度	31	2	-	12	-	-	-	11	-	67	123
	平成28年度	17	1	-	21	-	-	-	6	-	44	89
	平成29年度	7	2	1	25	-	2	-	13	-	62	112
計 (3市)	平成27年度	70	6	-	59	4	6	-	26	-	72	239
	平成28年度	45	8	-	71	3	4	-	32	-	51	211
	平成29年度	59	5	2	67	3	8	-	23	-	89	253
立川市	平成27年度	45	3	1	54	-	4	-	17	1	17	142
	平成28年度	38	2	-	41	-	6	-	23	3	25	138
	平成29年度	41	-	-	43	-	3	-	22	-	26	135
東村山市	平成27年度	9	-	-	10	-	1	-	1	-	-	21
	平成28年度	15	4	-	14	-	2	-	4	-	-	39
	平成29年度	23	7	-	21	-	3	-	2	-	-	56
国分寺市	平成27年度	10	-	-	6	-	-	-	1	-	-	17
	平成28年度	29	-	-	22	-	2	-	2	-	-	55
	平成29年度	23	-	-	17	-	15	-	3	-	-	58
国立市	平成27年度	2	-	-	23	1	1	-	14	-	1	41
	平成28年度	1	-	-	21	-	1	-	20	-	-	43
	平成29年度	1	-	-	29	-	-	-	18	-	1	49
昭島市	平成27年度	6	-	-	8	-	-	-	3	3	20	40
	平成28年度	1	1	-	4	-	-	-	3	2	23	34
	平成29年度	-	-	-	2	-	-	-	-	1	27	30
計 (8市)	平成27年度	142	9	1	160	5	12	-	62	4	110	500
	平成28年度	129	15	-	173	3	15	-	84	5	99	520
	平成29年度	147	12	2	179	3	29	-	68	1	143	581

出典：「公害苦情統計調査」(平成27年度～平成29年度 東京都環境局ホームページ)